

22県庁舎第 8 号
平成22年5月17日

(社)長崎県建設業協会本部長
谷村 隆三 様

長崎県総務部長 山口 祥義



「長崎県庁舎整備基本構想案」に関するご意見について

謹啓 新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から県政の推進にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、県庁舎及び警察本部庁舎につきましては、建設から約55年が経過し、老朽化、分散化、狭隘化等の課題に加え、災害発生時には防災拠点施設としての役割を果たす必要があることから、耐震性の確保と適切な機能整備が重要な課題となっています。

このような中、県では、県庁舎整備懇話会を設置して各界各層の方々から幅広いご意見を伺い、昨年2月に「長崎県庁舎の整備に関する提言（基本構想案46頁にポイントを掲載）」をいただきました。また、昨年5月には、県議会から「県庁舎整備に関する意見書（基本構想案47頁）」が提出されたところであります。

県では、県議会からの意見書に基づき、仮に長崎魚市跡地で建設する場合の整備の考え方等を整理した「長崎県庁舎整備基本構想案」を別添のとおり策定し、今後、県議会でご議論いただくとともに、県民の皆様から幅広くご意見をお伺いし、検討を進めることとしております。

つきましては、この基本構想案についてのご意見を下記によりお寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。併せて貴団体の関係される方々へも意見募集の周知をお願いいただければ幸いです。

なお、この基本構想案につきましては、ご要請があれば職員が説明にお伺いいたしますので、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、今夏には、県内8地区において、県議会主催により、県庁舎整備について県民の意見を聴くための会合が開催される予定となっております。

なお、この件につきましては、改めて県議会よりお知らせいたします。

記

1. 意見募集の内容：「長崎県庁舎整備基本構想案」に対する意見
2. 提出期限：平成22年6月18日（金）
3. 提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでご提出ください。
4. 提出先：（郵送）〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 県庁舎基本構想策定室あて
（FAX）095-894-3487
（E-Mail）kenchousha@pref.nagasaki.lg.jp

問い合わせ

県庁舎基本構想策定室：永松、廣田
TEL：095-894-3161

長崎県庁舎整備基本構想案

～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～

平成22年2月

長 崎 県

はじめに

県庁舎と警察本部庁舎の移転は、県政百年の大計に立つ大事業であり、新しい庁舎は、県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎として長期的展望のもとに整備するものです。

県庁舎と警察本部庁舎は、老朽化、分散化、狭隘化等の課題に加え、災害発生時には防災拠点施設としての役割を果たす必要があることから、その耐震性の確保と適切な機能整備が重要な課題となっており、これらの諸課題を解決するため、これまで長年にわたり県議会等において様々な議論が行われてきました。

このような状況の中、県としては、平成20年7月に、民間の各界各層からなる「県庁舎整備懇話会」を設置して幅広くご意見をお伺いし、平成21年2月には「長崎県庁舎の整備に関する提言」をいただきました。

また、県議会においても、平成20年10月に「県庁舎整備特別委員会」を設置され、この特別委員会の議論を踏まえて、平成21年5月に「県庁舎整備に関する意見書」が採択されました。

意見書の内容は、「現庁舎が抱える課題を抜本的に解決するための整備が必要である。現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は、魚市跡地とする。新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。」というものでした。

一方、建設予定地である長崎魚市跡地の埋立工事も完成しました。また、JR長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業により、新駅舎の整備など長崎駅周辺のまちづくりが本格的に動き出しています。

このような経過や県議会の意見書の趣旨を踏まえ、長崎魚市跡地における県庁舎整備について検討を行い、「**長崎県庁舎整備基本構想案 ～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～**」を策定いたしました。

構想の策定にあたっては、庁舎の整備によって円滑かつ効率的な行政運営が行われ、その成果が県民に還元されることを目指し、“すべては県民のために”という視点に立って、新庁舎が単なる事務所機能だけの建物（ガバナンスオフィス）ではなく、広く県民に開かれ、県民が気軽に訪れて利用できる庁舎（いわゆるシティホール的な庁舎）として整備するという考え方に基づき検討を行いました。

具体的には、ユニバーサルデザインや省エネルギー、オフィス計画などの各分野の専門家16名にアドバイザーとして助言・指導を受けるとともに、庁内においては、副知事を委員長とする「県庁舎基本構想等検討委員会」を設置し、その下に、関係部局長等による「専門部会」、中堅女性職員による「女性部会」、若手職員による「ワーキンググループ」などを設け、様々な角度から具体的な検討を行いました。

また、広く県民の皆様からご意見を伺うため、アイデア募集を実施し、219件のアイデアをいただき、これらも参考としつつ検討を行いました。

なお、「県庁舎整備特別委員会」の委員長報告において、県庁舎が移転した場合の跡地活用についても検討すべきとされたことを踏まえ、民間有識者等による「県庁舎跡地活用懇話会」を設置し、本年1月29日に懇話会としての「提言」を知事に提出いただきました。

その趣旨は、現庁舎の敷地は長崎の町の発祥の礎であり中心市街地の核といえる場所であることから、この場所を県庁舎という行政機能が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたって閉ざすことになるとの認識のもと、県庁舎が移転することを大きなチャンスと捉え、その歴史性等に配慮しつつ、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指し、長崎県全体の活性化に結びつけるべきであるというものです。

今後、「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を行うに際しては、今回策定した基本構想案をもとに、県議会をはじめ幅広く県民の皆さまのご意見をお聞きしながら進めていくことが大切であると考えています。

目次

はじめに

I 基本理念と基本方針	1
1 基本理念	1
2 基本方針	2
II 整備計画	5
1 基本的な事項	5
(1) 敷地の概要	5
(2) 土地利用の基本的な考え方	5
(3) 庁舎等の配置	6
(4) 動線計画	6
(5) 庁舎の概要	7
(6) 駐車場計画	8
(7) 事業費と財源	8
2 施設・設備の整備計画	9
(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎	9
① 防災拠点としての基本性能	9
② 防災拠点としての機能	10
③ 災害対策活動を支援する機能	11
④ 防犯・交通安全のための機能	12
(2) 県民サービス向上のための 機能的で新時代環境共生型の庁舎	13
① コンパクトで低コストな庁舎	13
② 柔軟で経済性の高い庁舎	14
③ 効率的で新たな施策を創り出す執務環境	15
④ セキュリティの確保	15
⑤ 新時代環境共生型の庁舎	16
(3) 県民に優しく、県民が親しみを覚える庁舎	18
① 交流と協働の場となる庁舎	18
② 県民の子育て支援の機能	20
③ 県民の利便性の確保	21
④ ユニバーサルデザイン	22
⑤ 県民が身近に感じる議会庁舎	23
⑥ 周辺のまちづくりとの連携、 景観やデザイン等への配慮	23

3 庁舎の規模	25
(1) 行政棟	26
(2) 議会棟	27
(3) 警察棟	28
4 事業の進め方	31
(1) 事業手法	31
(2) 事業費と財源	31
① 事業費	31
② 財源	33
(3) スケジュール	34
(4) 基本構想の調整	34

参考資料

1 県庁舎整備にあたっての参考事項	35
(1) 新しい庁舎とまちづくりとの連携	35
(2) 現庁舎の跡地活用	36
(3) 工事発注について	38
2 基本構想案策定までの経緯	40
3 基本構想案策定の検討体制	49
4 アイデア募集の結果	50

〔注〕

この基本構想案に記載している「県庁舎」とは、新しい「行政庁舎」、「議会庁舎」、「警察庁舎」の総称です。

I 基本理念と基本方針

1 基本理念

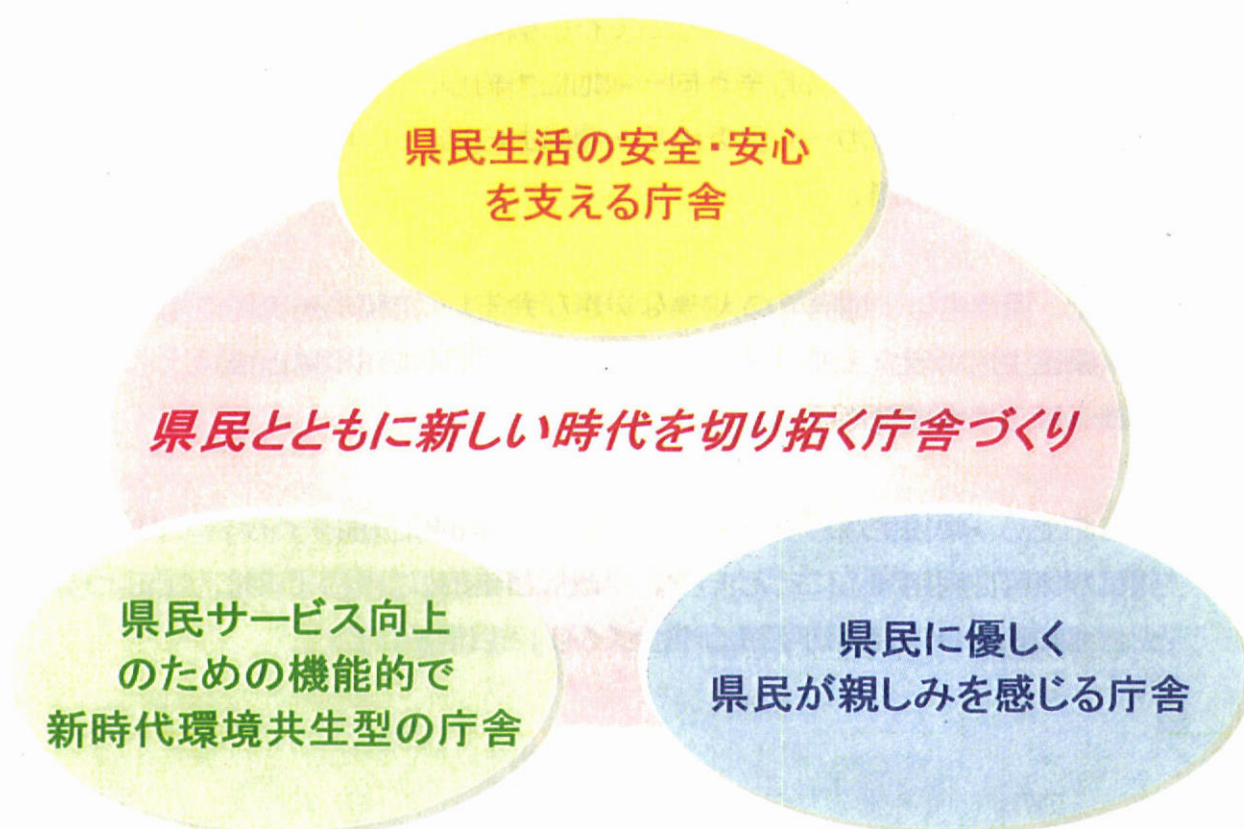
県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり

- 地方分権・地域間競争の時代を迎え、新たな魅力を創出し県内各地域の活力を向上させるためには、県民と行政が一体となって創意工夫し、様々な課題に主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。
- 県が複雑・多様化する行政ニーズに的確かつ機動的に対応するためには、各部局が相互の連絡調整を密にして一体となって行政機能を発揮することが不可欠であり、現在21箇所に分散している庁舎を同一敷地に集約し、県民の利便性や業務の効率性・生産性を高めて、県民サービスをより一層向上させ、ひいては長崎県全体の活性化に繋げる必要があります。
- また、県庁舎は、地震等の大規模な災害が発生した際の防災拠点施設となることから、県民生活の安全・安心を支えるため、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たす必要があります。
- このため、県民生活の安全・安心を支え、効率的に機能する庁舎であるとともに、県民が気軽に利用するにとどまらず、県政に積極的に参画する場となるような「**県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり**」を目指します。

2 基本方針

基本理念である「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を実現するため、県庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

- 1 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- 2 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- 3 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎



1 県民生活の安全・安心を支える庁舎

- 現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いため、新しい庁舎は、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすものとしします。
- 県民生活の安全・安心を確保するため、地震、台風、集中豪雨等の災害に対する高い安全性を持ち、様々な自然災害や事故発生時の救助等応急対策を中心とした**防災拠点**として、**県の司令塔機能を十分に発揮できる庁舎**としします。
- 敷地に隣接する耐震岸壁^{※1}や防災緑地^{※2}は災害時の物資輸送等の拠点となり、また、多くの人々が利用する長崎駅にも隣接することから、災害の状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど、県民の生命・財産を守るための災害対策活動を支援する庁舎としします。
- 県民の安全で安心な暮らしを実現するため、犯罪等の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応、交通の安全性向上と円滑化を図るなど、**防犯・交通安全の機能を十分に発揮できる警察庁舎**としします。

2 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

- 県民サービスをより一層向上させ、長崎県全体の活性化に繋げるため、分散している本庁機能を集約し、県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策を展開できる庁舎としします。整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加するとともに、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、**コンパクトで低コストな庁舎**としします。
- 道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とするなど、建物使用時においても、**柔軟で経済性が高く、将来の県民負担を軽減できる庁舎**としします。
- 執務室のほか会議室、来庁者との対応スペースなど、県民が気軽に利用できるとともに、効率的に業務ができ、**新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備することにより、県民サービスを向上させる庁舎**としします。
- 県民に開かれた庁舎とすることを前提としつつ、県が扱う県民の個人情報の保護など、**セキュリティに配慮した庁舎**としします。
- 地球規模で温暖化対策が求められている中で、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会^{※3}の実現を目指すための最先端の取り組みを行う**新時代環境共生型の庁舎**としします。

※1 耐震岸壁

大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送等を行うことができるよう一般の岸壁より耐震性を強化した岸壁のこと。

※2 防災緑地

災害時に大量の物資や被災者の輸送を可能とするための用地と避難防災上のオープンスペースを兼ねた緑地として今後整備します。平常時には県民の憩いの場として開放されます。

※3 低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑える社会のこと。

3 県民に優しく、県民が親しみを感ずる庁舎

- 庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。また、平日は、行政棟のエントランスホールや展望施設についても県民が自由に利用できるようにするとともに、執務室も県民に対してよりオープンにして、県民と行政との協働や県民の県政への参画が容易にできるようにします。さらに、閉庁日は、エントランスホールや展望施設に加え、会議室についても県民が利用できるようにします。

このように、敷地を含め、県民に開かれ、憩いや交流と協働の場となり、県民が気軽に利用できる庁舎とします。
- 「人」と「もの」の交流を拡大して長崎県の活力の向上を図るため、本県の魅力や情報を幅広く発信できる庁舎とします。
- 急速な少子化が進展する中で、庁舎内においても、県民の子育てと仕事の両立や在宅の子育て家庭をサポートするため、県民や県職員の子育てと保育を支援する施設の整備に取り組みます。
- 敷地内に、来庁者の駐車場やタクシーなどの待機所を設けるほか、^{※1}長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するなど、県内各地域から訪れる県民の利便性に優れ、県民が訪れやすい庁舎とします。
- お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できる^{※2}ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、^{※3}バリアフリー化を推進するなど、県民に優しく、県民が使いやすい庁舎とします。
- 県議会は県民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能や行政に対する監視機能を十分に発揮していく必要があります。このため、県議会の活動や県政の重要課題の審議状況を広く県民に知ってもらえるよう、県民が身近に感じる議会庁舎とします。
- 長崎のまちの魅力や交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとするため、**周辺のまちづくりとの連携**や「港」の風景との調和を図るなど**景観やデザイン等に配慮した庁舎**とします。

※1 長崎駅の新駅舎

JR長崎本線連続立体交差事業と長崎駅周辺土地区画整理事業が平成21年度に事業認可を受け、概ね10年後までには、現在の駅舎から西へ約150m移動した場所に高架式の新たな駅舎が整備されます。

※2 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの方が快適に利用できるようにデザインすること。

※3 バリアフリー

バリア（障壁）をなくすことを意味します。建築設計においては、段差をなくしたり、出入口や廊下の幅を広げるなど、お年寄りや障害のある方などが利用するために支障がないものとする。

Ⅱ 整備計画

1 基本的な事項

(1) 敷地の概要

- 位 置 長崎魚市跡地（長崎市尾上町）
- 敷地面積 約30,000㎡（長崎魚市跡地の総面積約58,000㎡の一部）
- 長崎魚市跡地は、長崎駅の新駅舎に隣接し、都市計画道路浦上川線に接するなど、利便性の高い位置にあります。
- 隣接する防災緑地に面して耐震岸壁が設置され、また、岸壁沿いには、漁港施設の臨港道路が整備されます。



県庁舎建設予定地(長崎魚市跡地)の現況写真

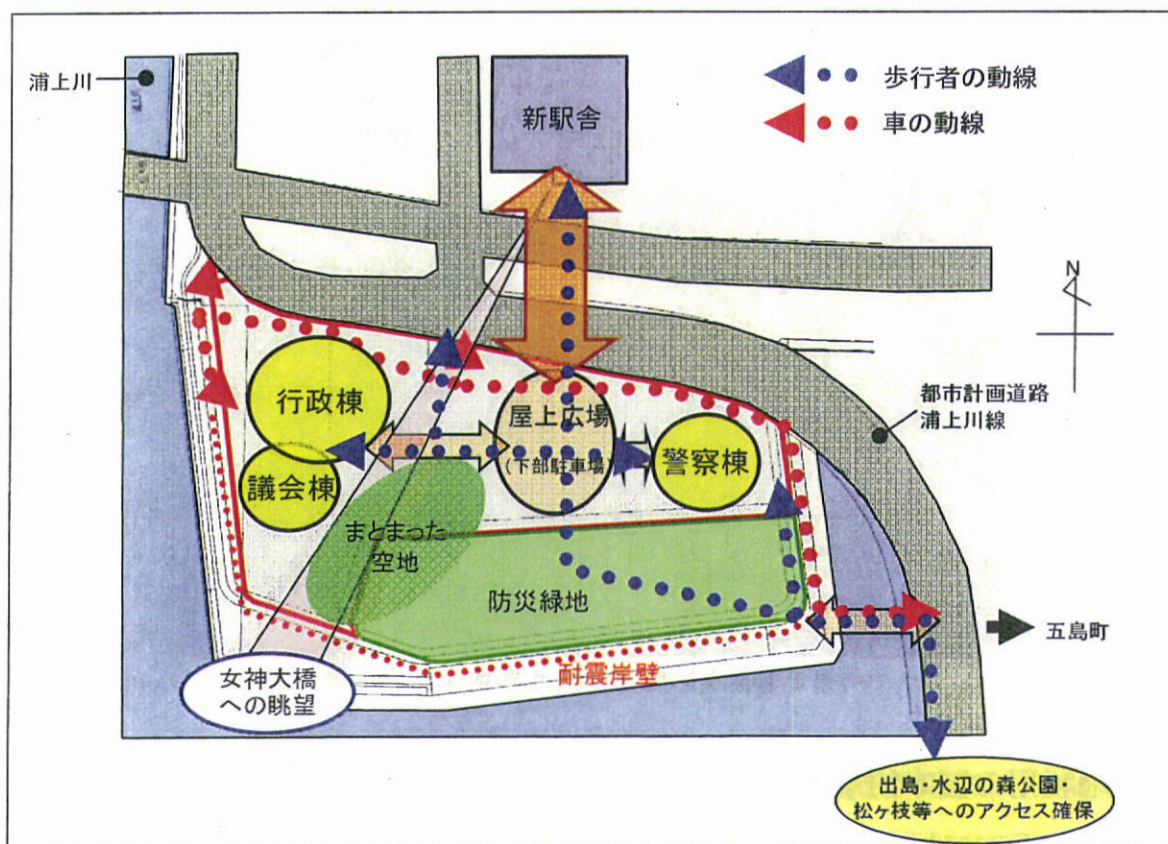
(2) 土地利用の基本的な考え方

- 敷地内の土地利用については、敷地の周辺において、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、長崎駅の新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。

(3) 庁舎等の配置

- 庁舎は、各部門の独自性と必要な機能を確保するとともに、道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応できるようにするため、行政棟、議会棟、警察棟の三棟をそれぞれ独立庁舎として配置しますが、行政棟と議会棟は隣接して配置し、エントランスホールの共有、会議室の相互利用などを行います。
- 敷地中央部に駐車場棟を設け、その両側に庁舎を配置して通路でつなぐことにより、行政棟・議会棟と警察棟との動線を確保します。また、駐車場棟の屋上を広場として活用して新駅舎からの動線と連結させることを目指します。
- 行政棟・議会棟に隣接してまとまった空地を設け、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、イベント等に活用できるようにします。

◇ 土地利用のイメージ図



(4) 動線計画

- 敷地への出入口は、長崎駅側（敷地中央部）と五島町側、浦上川側の3箇所に設けます。
- 来庁者が自家用車や公共交通機関等で、スムーズにアクセスできるように計画します。また、敷地内にタクシーの待機所を設けるほか、バスの停留所の設置について関係機関と協議を行います。
- 車の動線は敷地の外周に配置し、敷地内の歩行者動線と可能な限り分離します。

(5) 庁舎の概要

- 新しい庁舎は、末永く県民に親しまれ、また、行政、議会、警察の各部門における業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な機能を備えるとともに、道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とします。
- 行政棟の下層階に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールのほか、県内のNPO・ボランティア団体などが閉庁日等に利用できる会議室を整備するとともに、本県の魅力や情報を幅広く発信する「県民情報センター（仮称）」を設置します。

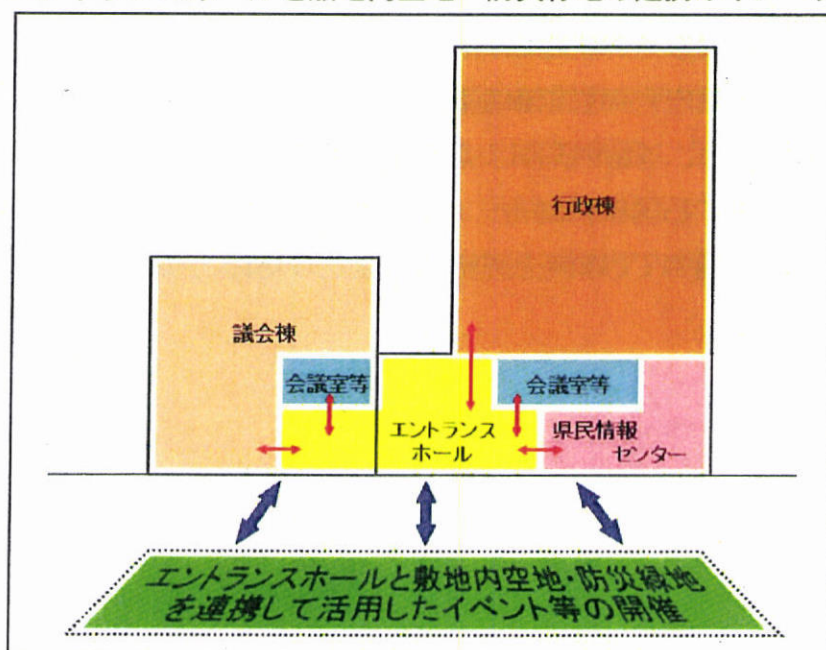
① 庁舎の規模等

- 現況面積を基本とし、必要最小限度の機能のみを付加するとともに、行政棟と議会棟のエントランスホールの共用や会議室の相互利用を行うなど、コンパクトな庁舎とします。また、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、低コストな庁舎とします。
- 庁舎の高さについては、周辺からの景観や眺望に配慮して計画します。
- 行政棟、議会棟、警察棟の規模等は、次のとおりとします。

※ 各庁舎の延床面積及び階数

行政棟	約49,500㎡	地下1階、地上16～18階建て
議会棟	約 6,500㎡	地下1階、地上 4～ 5階建て
警察棟	約19,500㎡	地下1階、地上 7～ 9階建て
計	約75,500㎡	

◇ エントランスホールと敷地内空地・防災緑地の連携のイメージ



※1 NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

② 構造・設備等

- 庁舎の構造・設備等については、災害時における防災拠点としての機能を十分に発揮できるようにするため、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすものとします。
- 省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行います。

③ デザイン等

- 庁舎は周辺との調和を図るとともに、本県の特産品を用いることなどにより、末永く県民に親しまれる庁舎とします。

(6) 駐車場計画

- 工事費が割高となる地下駐車場は設けず、駐車場棟と屋外駐車場により駐車場を整備します。
駐車場数は、駐車場の利用状況を踏まえ、来庁者用約150台、警察車両など公用車両等約250台、合計約400台分を確保します。
- 敷地や隣接する防災緑地と一体となった公園的な空間や会議室等の利用者に配慮して、閉庁日にも駐車場を利用できるようにします。

(7) 事業費と財源

- 事業費は、建設費と関連経費を合わせて、約338億円から約387億円が見込まれますが、できる限りその圧縮に努めます。
その財源として、県庁舎建設整備基金（平成20年度末残高約370億円。今後の運用利息を含めると、基金残高は少なくとも約375億円が見込まれます。）と警察本部庁舎建設に対する国庫補助金（10億円から20億円程度）が見込まれることから、これらの範囲内で事業を実施することが可能と考えられます。

2 施設・設備の整備計画

県庁舎の整備にあたっては、基本理念である「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を踏まえ、基本方針として掲げた

- (1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- (2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- (3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

の実現を図るため、各施設・設備^{※1}について、次のような考え方にに基づき計画します。

なお、整備にあたっては、「官庁施設の基本的性能基準」及びその関係基準を準用し、庁舎として備えるべき性能を確保します。

(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎

① 防災拠点としての基本性能

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いため、新しい庁舎は、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすものとします。

○ 地震災害発生時において、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急対策活動を行う特に重要な防災拠点施設としての機能を十分に発揮できる庁舎とするため、構造体や建築設備等について、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」^{※2}を満たす安全性能を確保します。

○ 災害発生時においても防災拠点施設としての機能を維持するため、電力及び通信の複数回線の引込みや重要幹線の二重化をはじめ、無停電電源装置や自家発電設備による非常用電源の確保等により、電力供給・通信システムの信頼性を確保します。

○ 長崎魚市跡地とその周辺施設については、適切な対策を講じることにより、地震発生時の液状化対策や高潮・津波対策、洪水対策、長崎魚市跡地へのアクセスなど、防災拠点施設としての安全性は確保されます。

※1 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁施設に求められる社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性に関する性能の水準等を定めた基準のこと。

※2 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁施設として必要な耐震性能について定めた基準のこと。

施設が被害を受けた場合の社会的影響等を考慮して施設を分類し、構造体、建築非構造部材、建築設備について耐震安全性の目標を定めています。特に、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急活動に必要な施設については、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とし、構造体：Ⅰ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類の安全性能を確保するものとされています。

※3 無停電電源装置

大容量のバッテリーを内蔵し、電力会社からの送電が停止した時に、内蔵バッテリーから電力を供給する装置のこと。

② 防災拠点としての機能

県民生活の安全・安心を確保するため、地震、台風、集中豪雨等の災害に対する高い安全性を持ち、様々な自然災害や事故発生時の救助等応急対策を中心とした防災拠点として、県の司令塔機能を十分に発揮できる庁舎とします。

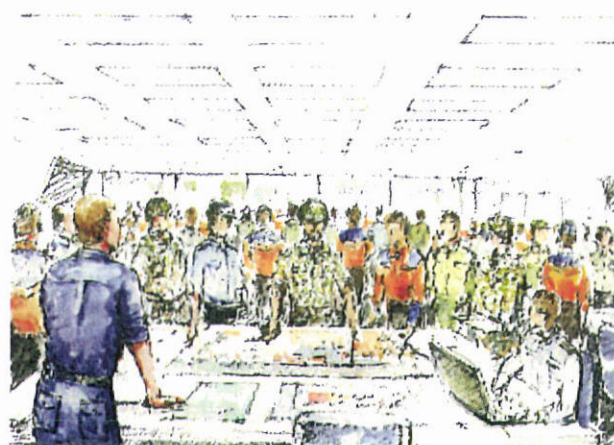
- 自然災害や大規模な船舶・列車事故等の緊急事態発生時において、救出・救助のための消防・警察・自衛隊等の派遣調整のほか、避難所対策や救援物資の調整、情報の提供等の被災住民対応を機動的かつ戦略的に行うため、災害対策本部や防災関係室の集中配置による一体的かつ機能的な活動施設として、庁舎の低層階に「危機管理防災センター（仮称）」を整備します。

なお、平常時においては、センター内の災害対策本部室を知事の記者会見等に活用することも想定しています。

- 災害時の情報収集や救助活動等を迅速かつ的確に行うため、防災ヘリコプター等が発着できる屋上ヘリポートを設置します。



災害対策本部のイメージ



防災対策室のイメージ



屋上ヘリポートの事例

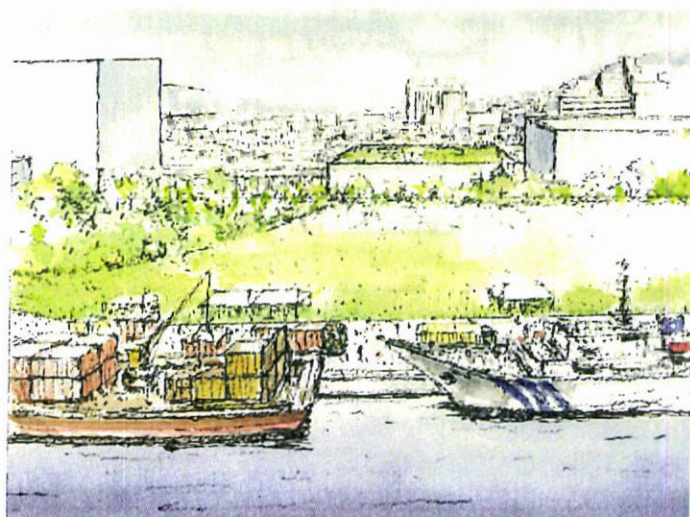
③ 災害対策活動を支援する機能

敷地に隣接する耐震岸壁や防災緑地は災害時の物資輸送等の拠点となり、また、多くの人々が利用する長崎駅にも隣接することから、災害の状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど、県民の生命・財産を守るための災害対策活動を支援する庁舎とします。

- 敷地に隣接する耐震岸壁や防災緑地は、大規模な地震が発生した場合などに、被災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等の拠点として活用することが可能です。
- 災害発生時に、耐震岸壁や防災緑地、敷地内空地と一体となって、被災市町が設置する避難所に収容できない住民等の一時的な避難や、市町が設置する救護所等で対応できない救急患者への一時的な医療活動の場として活用するなど、災害の状況に応じて柔軟に対応できる機能を付加します。



災害時のエントランスホールのイメージ



災害時の防災緑地のイメージ

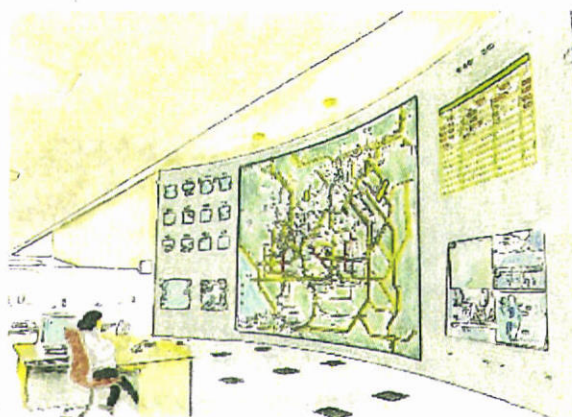
④ 防犯・交通安全のための機能

県民の安全で安心な暮らしを実現するため、犯罪等の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応、交通の安全性向上と円滑化を図るなど、防犯・交通安全の機能を十分に発揮できる警察庁舎とします。

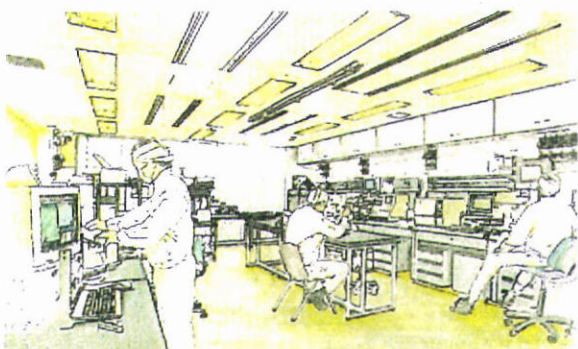
- 犯罪等の未然防止や発生時に迅速かつ的確に対応できるようにするため、^{※1}通信指令室など必要な機能の充実を図ります。
- 県民へのきめ細かな交通情報の提供とともに、交通の安全性向上と円滑化を図るため、^{※2}交通管制センターなど必要な機能の充実を図ります。
- 凶悪化・悪質化する犯罪や新たな形態の犯罪に科学的に対応できるようにするため、^{※3}科学捜査研究所など必要な機能の充実を図ります。



通信指令室のイメージ



交通管制センターのイメージ



科学捜査研究所のイメージ

※1 通信指令室

事件・事故の未然防止、早期解決等を図ることで、県民の安全で安心な暮らしを守るため、110番通報を受理後、管轄警察署、現場付近の警察官やパトカー等に迅速な指令を行う施設のこと。

※2 交通管制センター

安全で快適な交通環境をつくるため、渋滞や事故などにより刻々と変化する交通情報を収集・分析してドライバーに知らせたり、状況に応じて信号機等の制御を行う施設のこと。

※3 科学捜査研究所

事件・事故が発生した場合に、犯人の検挙や事故原因の解明のために最先端の科学技術を用いて現場に残された証拠物件の鑑定・検査を行うほか、新たな鑑定技術の研究等を行う施設のこと。

(2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

① コンパクトで低コストな庁舎

県民サービスをより一層向上させ、長崎県全体の活性化に繋げるため、分散している本庁機能を集約し、県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策を展開できる庁舎とします。

整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加するとともに、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、コンパクトで低コストな庁舎とします。

- 県民の利便性や業務の効率性を高めるために、現在21箇所に分散している庁舎を同一敷地に集約します。

これにより、現在、庁舎や会議室等の民間からの借上げに要している年間約2億円の費用を削減できます。

- 庁舎の規模は、現況面積を基本とし、執務室を現況面積に現在廊下にあるキャビネットを配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積とするほか、新しい時代の県政推進に必要となる機能など、必要最小限度の機能のみを付加することとします。
- 行政棟と議会棟については、エントランスホールの共用や会議室の相互利用等を行います。
- 事業費の軽減を図るため、華美な装飾や地下駐車場等は設けないものとします。
- 環境共生型の庁舎とするために、断熱性の向上や高効率の設備システムの導入等に一定の費用を要しますが、建物使用時における光熱費を削減できるため、建設時から建物を使用する期間全体でみると、費用を低減することができます。

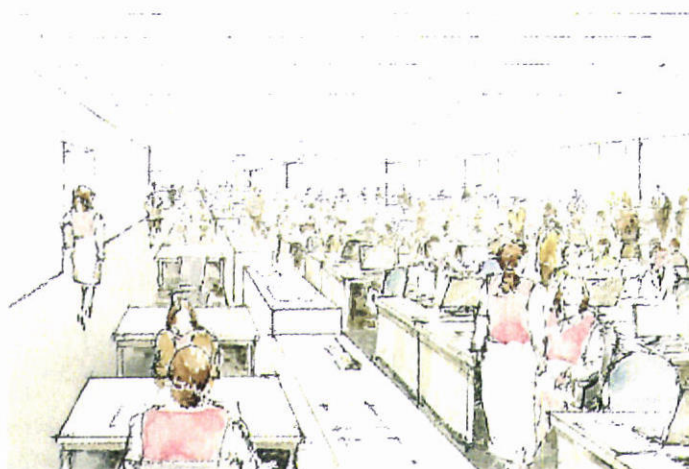
② 柔軟で経済性の高い庁舎

道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とするなど、建物使用時においても、柔軟で経済性が高く、将来の県民負担を軽減できる庁舎とします。

- 道州制の導入など将来の行政ニーズに対応して、例えば、県議会本会議場の用途変更など、庁舎の一部を他の用途に容易に転用できるような設計とします。
- 執務室をオープンフロアーにすることにより、部局間の横断的な業務を進めやすくし、また、関係課や職員間のコミュニケーションや情報共有を図るとともに、将来の組織改正や業務内容の変化等に柔軟に対応できるものとします。
- 昼光センサーや人感センサーの活用、高効率の設備機器の採用、階段の位置等の工夫によるエレベーターの使用頻度の低減などにより、照明・空調・エレベーター等にかかる光熱費の低減を図ります。
- 電気・空調設備等については、それぞれの機種に応じて、15年から30年程度で更新を行う必要がありますが、その場合に、大規模な工事を伴わなくても更新できるような設計とします。



一般執務室（全景）のイメージ



一般執務室（通路と打合せスペース）のイメージ

③ 効率的で新たな施策を創り出す執務環境

執務室のほか会議室、来庁者との対応スペースなど、県民が気軽に利用できるとともに、効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備することにより、県民サービスを向上させる庁舎とします。

- 複雑・多様化する行政ニーズに対応していくため、執務室や打合せスペース等を効率よく配置し、部局を越えた職員間や県民とのコミュニケーションを向上させることにより、効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備します。
- 執務室の規模については、現況面積に現在廊下にあるキャビネットを室内に配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積としますが、文書量の削減に取り組むとともに、現在各課ごとに配置されているコピー機等の事務機器を共有化することなどにより、効率的な執務環境を整備します。
- 会議室については、適切な規模を確保するとともに、多様な会議需要に対応できるように、必要に応じて間仕切りが変更できる共用会議室を整備します。
- 行政サービスの向上や行政事務の効率化などを図るため、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術に適切に対応できる庁舎とします。
- 議会庁舎については、県政の議決機関としての議会活動を円滑かつ効率的に行うことができるよう、本会議場や委員会室はもとより、会議室や議員執務室などの機能的な配置と適正な執務スペースを確保します。

④ セキュリティの確保

県民に開かれた庁舎とすることを前提としつつ、県が扱う県民の個人情報の保護など、セキュリティに配慮した庁舎とします。

- 県民に開放されたスペースを確保する一方で、県が扱う個人情報の保護を図るため、立ち入りを一定制限するスペースを明確にし、適切なセキュリティを確保します。
- 行政棟については、執務時間内には県民への開放性に配慮するとともに、執務時間外や閉庁日には執務室への入退室管理を行うなど、適切なセキュリティを確保します。
- 警察棟及び議会棟については、それぞれの特性に応じた適切なセキュリティを確保します。

⑤ 新時代環境共生型の庁舎

地球温暖化問題は世界共通の課題であり、今後、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出量を長期的に大幅に削減した^{※1}低炭素社会を目指す必要があることから、公共建築物の整備にあたっては、率先してその対策に取り組む必要があります。

このように、地球規模で温暖化対策が求められている中で、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う新時代環境共生型の庁舎とします。

- 建物の断熱性の向上等による熱負荷の低減、太陽光等の自然エネルギー利用、高効率の設備システム、設備を効率よく運転するための中央監視システムの採用などにより、庁舎で消費されるエネルギーを大幅に削減し、他県に先駆けて、建物使用時におけるCO₂等の排出量の大幅な削減を図ります。
- 建設から解体等までの建築物のライフサイクル全体を通じてのCO₂等の排出量を削減するための取り組みを行います。
- このほか、「^{※2}グリーン庁舎」の考え方も採り入れて、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う環境共生型の庁舎とするため、^{※3}CASBEE（建築環境総合性能評価システム）において、最高ランク（Sランク）の評価を受けることを目指します。
- CO₂等の排出量削減のためには、断熱性の向上や高効率の設備システムの導入等に一定の費用を要しますが、建物使用時における光熱費を削減できるため、建設時から建物を使用する期間全体でみると、費用を低減することができます。
- 省エネルギーやCO₂等の排出量削減への取り組みを通じて、地域や来庁者に対し、低炭素社会の実現に関する情報発信や啓発を行うことができる庁舎とします。

※1 低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑える社会のこと。

低炭素社会の実現を目指すため、日本としては温室効果ガス排出量を、中期的にはすべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比で25%削減、長期的には2050年までに1990年比で80%削減することを目標に掲げています。

特に、建築物を利用することによるCO₂排出量は、日本全体の排出量の約3分の1を占めることに加え、建築物は一度建設されると長期にわたって使用され、影響をもたらすものであることから、中長期的視点に立った地球温暖化対策として、建築物における取り組みは極めて重要な役割を担っています。

※2 グリーン庁舎

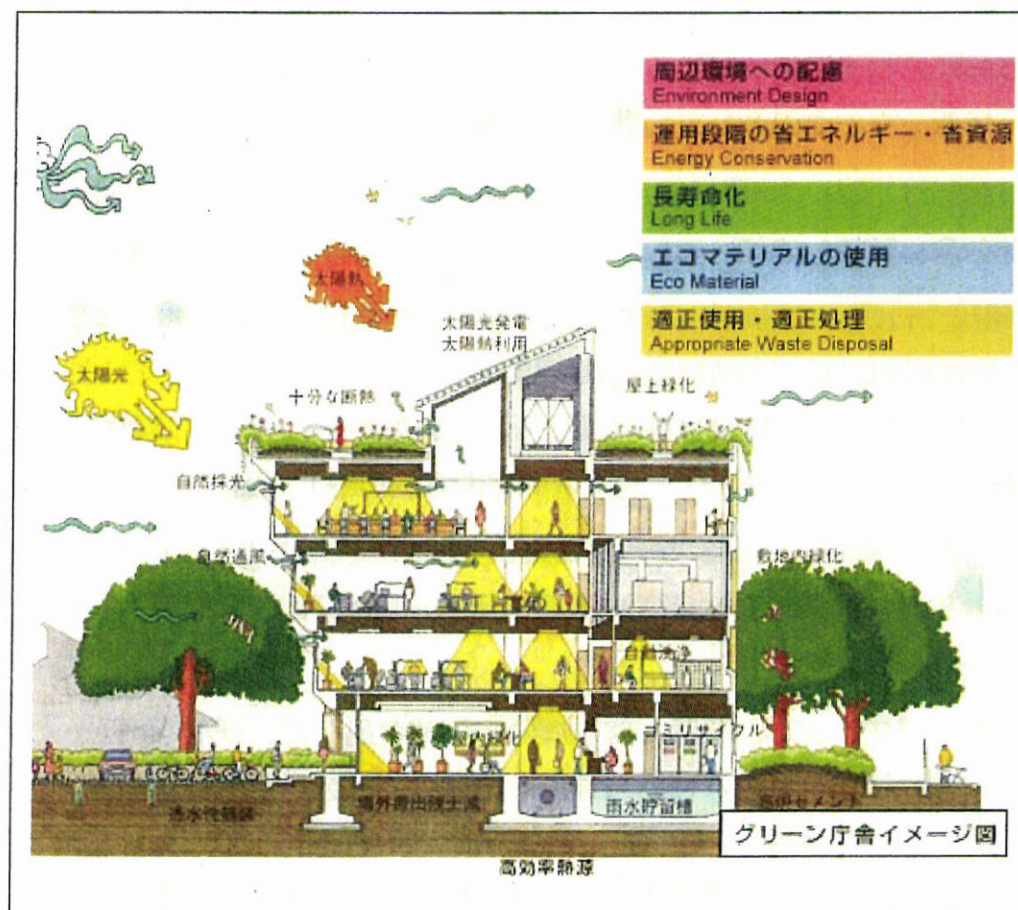
官庁施設の環境負荷の低減を図るため、施設の長寿命化、建設副産物の発生抑制など資材等の適正使用・適正処理、環境負荷の少ない自然材料（エコマテリアル）等の採用、省エネルギー・省資源、緑化率の向上等による周辺環境保全などについて一定の水準を満足し、先導的な役割を担う庁舎。

国において、「グリーン庁舎建設基準」が定められています。



太陽光発電の事例

〔参考〕



グリーン庁舎のイメージ（国土交通省のホームページより）

※3 CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

建築物を環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムのこと。

「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B-ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられます。

(3) 県民に優しく、県民が親しみをを感じる庁舎

① 交流と協働の場となる庁舎

庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。また、平日は、行政棟のエントランスホールや展望施設についても県民が自由に利用できるようにするとともに、執務室も県民に対してよりオープンにして、県民と行政との協働や県民の県政への参画が容易にできるようにします。さらに、閉庁日は、エントランスホールや展望施設に加え、会議室についても県民が利用できるようにします。

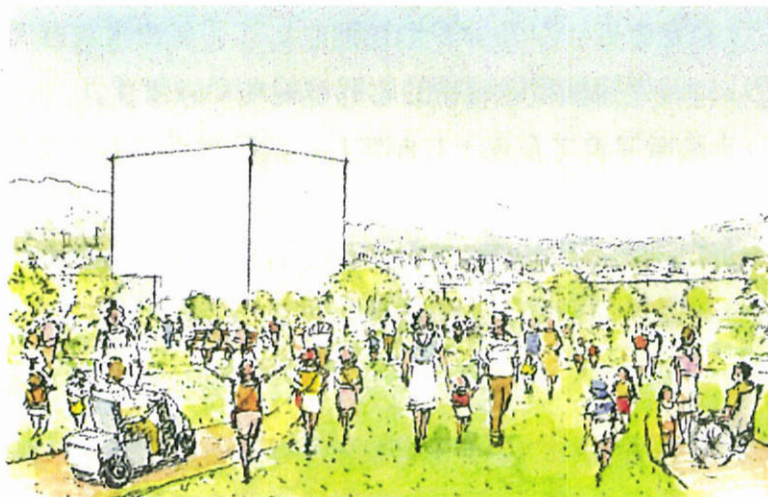
このように、敷地を含め、県民に開かれ、憩いや交流と協働の場となり、県民が気軽に利用できる庁舎とします。

また、「人」と「もの」の交流を拡大して長崎県の活力の向上を図るため、本県の魅力や情報を幅広く発信できる庁舎とします。

- 隣接する防災緑地や敷地内空地を活用し、県民が気軽に訪れ、自由に集い、憩い、語らう交流の場として公園的な空間を整備します。
- 県民だけでなく本県を訪れた観光客が自由に利用できる展望施設などを設置し、夜間も含め開放します。また、食堂についても広く県民等に開放します。
- 県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策が展開されるようにするため、^{※1}庁中管理規則に基づき執務室を県民に対してよりオープンにするるとともに、県民と県職員が活発な意見交換等を通じて、互いを知り、互いに繋がり、共に新たな施策を創り出すためのスペース（県民協働会議室等）を確保します。
- 庁舎の下層階に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールを設けるほか、県内のNPO・ボランティア団体などが閉庁日等に利用できる会議室を整備します。
- 自然、歴史、文化、景観、農水産物等の県産品など、様々な観光・物産情報のほか、県や市町の様々な情報を幅広く発信し、社会見学等にも対応できる「県民情報センター（仮称）」を設置します。その具体的な内容は、既存施設や長崎駅周辺のまちづくりに伴い整備される各種施設との役割分担を踏まえて検討します。

※1 庁中管理規則

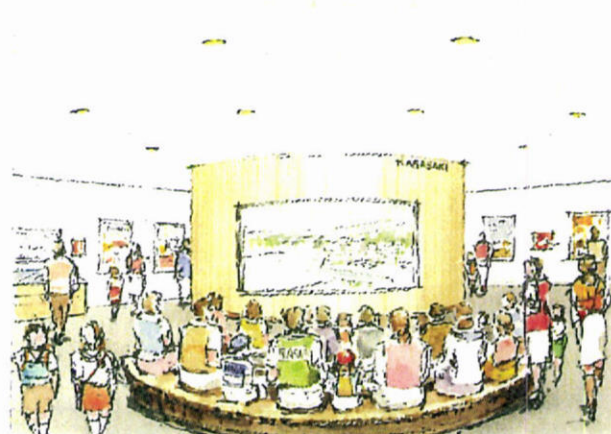
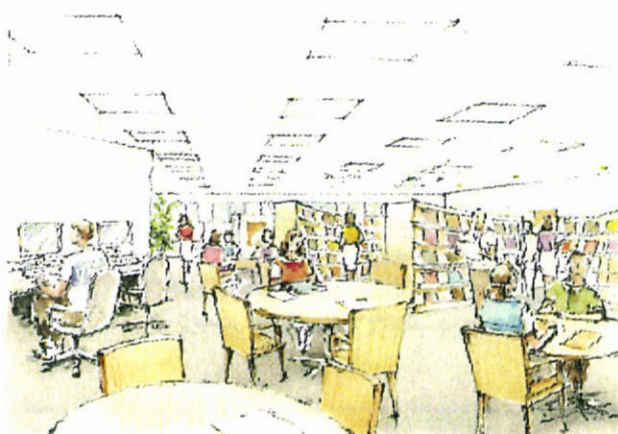
知事が管理する庁舎（敷地を含む。）やその附属物（施設物、構築物、樹木等を含む。）を管理するうえで必要な事項を定めた県の規則のこと。



庁舎の敷地の公園的な空間のイメージ



エントランスホールのイメージ



県民情報センター（仮称）のイメージ

② 県民の子育て支援の機能

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これを受けて、県全体にかかる少子化対策として「^{※1}長崎県次世代育成支援対策行動計画」を策定し、様々な施策に積極的に取り組んでいます。

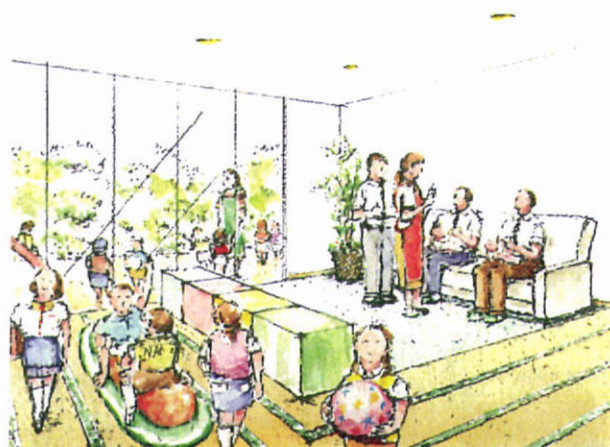
また、平成20年には、「長崎県子育て条例」を制定し、県民総ぐるみの子育て支援を推進しています。

このため、庁舎内においても、県民の子育てと仕事の両立や在宅の子育て家庭をサポートするため、県民や県職員の子育てと保育を支援する施設の整備に取り組めます。

- 保育事業を取り巻く状況や保育所の待機児童数などを十分に踏まえ、関係機関と協議を行いながら、庁舎内において、県民や県職員の子育てと保育を支援する施設（保育所等）の整備に取り組めます。
- 県民が子育てしやすい環境づくりを推進するため、保育所等を県民や県職員の子育てに対する意識啓発を行う各種研修や体験の場としても活用します。



子育て支援施設のイメージ



子育て研修のイメージ

※1 長崎県次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定を受けて、地域における子育ての支援、安全で安心な子育ての環境づくり、職業生活と家庭生活との両立の推進など、長崎県全体の少子化対策として策定した計画のこと。平成17年度を初年度とする5か年計画。

③ 県民の利便性の確保

敷地内に、来庁者の駐車場やタクシーの待機所などを設けるほか、長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するなど、県内各地域から訪れる県民の利便性に優れ、県民が訪れやすい庁舎とします。

- 県内全域からの県民の利用を考慮すると、駐車場の確保は不可欠であることから、将来の公用車の削減見込みや来庁者の状況を踏まえ、適切な駐車スペースを確保します。

また、敷地や隣接する防災緑地と一体となった公園的な空間や会議室等の利用者に配慮して、閉庁日にも駐車場を利用できるようにします。

- 敷地内にタクシーの待機所を設けるほか、バスの停留所の設置について関係機関と協議を行います。
- 来庁者が目的の部署等に円滑にたどり着けるよう、部局や各施設をわかりやすく配置するとともに、わかりやすい案内表示を行います。
- 長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するとともに、歩行者の安全確保のために、敷地内での歩行者と自動車の動線を可能な限り分離します。

④ ユニバーサルデザイン

お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー化を推進するなど、県民に優しく、県民が使いやすい庁舎とします。

- お年寄りや障害のある方などすべての来庁者が安心して利用できる庁舎とするため、^{※1}関係規定を踏まえ、移動しやすく、わかりやすく、使いやすい施設とします。

具体的には、車椅子で通行しやすい通路幅を確保するとともに、スロープや手すり、休憩用ベンチを設置するほか、障害のある方が利用しやすいエレベーターや^{※2}多目的トイレ、^{※3}オストメイト用トイレ、来庁者のための授乳室の設置など、きめ細かな配慮を行います。

- エントランスホールなど、多くの県民が訪れる場所では、利用者数に応じた適切な広さのトイレを整備します。



多目的トイレの事例



授乳室の事例

※1 関係規定

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」
- 「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」
- 「長崎県福祉のまちづくり条例」
- 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 等

※2 多目的トイレ

お年寄りや障害のある方、子ども連れなど、誰もが使いやすいように作られたトイレのこと。

※3 オストメイト用トイレ

人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を造設した人が使いやすいトイレのこと。

⑤ 県民が身近に感じる議会庁舎

県議会は県民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能や行政に対する監視機能を十分に発揮していく必要があります。このため、県議会の活動や県政の重要課題の審議状況を広く県民に知ってもらえるよう、県民が身近に感じる議会庁舎とします。

- 十分な傍聴席数を確保するとともに、お年寄りや障害のある方に配慮した車椅子による傍聴ができるような施設とします。
- 各種表彰等の式典や県民に県政に参画していただくための啓発等に活用できるような本会議場とします。
- 県民と議員の面談スペースを確保し、議員が県民の声を議会活動に活かせるような施設とします。

⑥ 周辺のまちづくりとの連携、景観やデザイン等への配慮

長崎のまちの魅力や交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとするため、周辺のまちづくりとの連携や「港」の風景との調和を図るなど、景観やデザイン等に配慮した庁舎とします。

- 敷地の周辺において、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、長崎駅の新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 庁舎のデザインについては、周辺地域や水辺の森公園などに加え「港」の風景との調和を図ります。また、長崎の地形的な特性を踏まえ、海上や西坂公園などの視点場^{※1}や稲佐山・立山・風頭山・鍋冠山などの高い視点場からの景観や眺望にも十分に配慮します。
- 末永く県民に親しまれる庁舎とするため、案内表示等に本県の特産品を活用します。

※1 視点場

重要な景観対象を眺めることができる公共性の高い場所のことで、その場所からは優れた眺望景観を享受できることが求められます。

◇ 長崎魚市跡地への視点場



3 庁舎の規模

現庁舎の延床面積は53,693㎡で、ロビーや廊下など共用部分を含む職員・議員一人あたりの床面積は、

行政	16.5㎡	(九州他県平均	25.3㎡)
議会	70.9㎡	(	// 177.1㎡)
警察	20.1㎡	(	// 25.3㎡)

となり、九州他県の平均を大きく下回っています。

新しい庁舎の規模は、現況面積を基本とし、執務室を現況面積に現在廊下にあるキャビネットを配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積とするほか、新しい時代の県政推進に必要となる機能など、必要最小限度の機能のみを付加することとします。

付加する機能の主なものは、次のとおりです。

- ・ 県民生活の安全・安心を支えるため、行政棟においては、災害対策本部や防災関係室を集中配置した「危機管理防災センター（仮称）」を整備し、また、警察棟においては、通信指令室や交通管制センター、科学捜査研究所の拡充を図るなど必要な施設を整備します。
- ・ 行政棟に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールや「県民情報センター（仮称）」を設けるほか、県民と県職員が活発な意見交換等を行うためのスペース（県民協働会議室等）を整備します。
- ・ 議会棟は、県政の議決機関としての議会活動を円滑かつ効率的に行うことができるよう、現在不足している委員会室など必要な施設を整備するほか、議員が県民の声を議会活動に活かせるよう、県民と議員の面談スペースを確保します。

なお、行政棟と議会棟のエントランスホールの共用や会議室の相互利用を行うことなどにより、コンパクトな庁舎とします。

その結果、全体の延床面積は約75,500㎡で、職員・議員一人あたりの床面積は、

行政	24.8㎡	(九州他県平均	25.3㎡)
議会	141.3㎡	(	// 177.1㎡)
警察	24.1㎡	(	// 25.3㎡)

となります。

各棟ごとの具体的な内容については、概ね次のとおりですが、基本設計・実施設計の段階で必要な見直し・修正を行うものとしています。

II 整備計画

(1) 行政棟

※「区分」欄の面積は延床面積（括弧内は現況面積）

区 分	主な施設及び規模の考え方	
執務室 15,400㎡ (13,972㎡)	○知事・副知事執務室等 部局長室 ○一般執務室	現況面積 現況面積＋廊下のキャビネットを室内に配置するスペース＋バリアフリー化スペース
執務関係室 8,000㎡ (5,736㎡)	○会議室 ○書庫・倉庫 等	現況面積＋庁外での会議室借上分＋県民協働会議室等 ※議会棟の委員会室等を共用 現況面積
特別用途室 4,200㎡ (4,249㎡)	○危機管理防災センター（仮称） ○電算関係室 ○記者室 ○福利厚生関係室、施設管理関係室 ○関係団体 等	現況面積＋必要面積（災害対策本部の拡充等）※平常時は、災害対策本部室を知事の記者会見等に活用 現況面積 現況面積 ※1 現況面積、国の新営一般庁舎面積算定基準、必要面積 県の事務事業の執行上、新しい庁舎に引き続き配置すべき団体の必要面積
県民サービス関係室 2,700㎡ (1,036㎡)	○相談室 ○県民情報センター（仮称） ○子育て支援施設〔新設〕 ○展望施設〔新設〕 等	現況面積 最近建設他県平均面積 設置県平均面積 最近建設他県平均面積
共用部分 19,200㎡ (10,121㎡)	○エントランスホール ○トイレ ○廊下、階段、エレベーター、設備関係室 等	最近建設他県平均面積 現況面積＋多目的トイレ等＋男女別洗面所 専用部分等の面積に応じて設定
延床面積・階数	約49,500㎡（現況 35,114㎡） 地下1階、地上16～18階建て	

※1 新営一般庁舎面積算定基準

国において、中央省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた一般庁舎の面積算定にあたっての基準のこと。

(2) 議会棟

※「区分」欄の面積は延床面積（括弧内は現況面積）

区 分	主な施設及び規模の考え方	
本会議場及び関係室 620㎡ (619㎡)	○本会議場 ○傍聴席	現況面積 現況面積
委員会室及び関係室 1,060㎡ (206㎡)	○常任委員会室 ○議会運営委員会室 ○会議室〔新設〕 等	現況使用面積（4室分） ※現況は1室のみで、3室は行政の会議室を使用 九州他県平均委員一人当面積×委員数 必要面積
議員関係室 1,230㎡ (957㎡)	○議長・副議長室 ○議員執務室（控室）	現況面積＋来庁者待合スペース 九州他県平均議員一人当面積×議員数
図書室及び応接室 490㎡ (228㎡)	○図書室 ○応接室	九州他県平均面積 現況面積＋少人数対応応接室
事務局及び関係室 650㎡ (464㎡)	○事務室 ○書庫・倉庫 等	現況面積＋バリアフリー化スペース 現況面積＋必要面積
共用部分 2,450㎡ (786㎡)	○エントランスホール〔新設〕 ○トイレ ○廊下、階段、エレベーター、設備関係室 等	九州他県平均面積の1／2 ※行政棟のエントランスホールを共用 現況面積＋多目的トイレ等＋男女別洗面所 専用部分等の面積に応じて設定
延床面積・階数	約6,500㎡ 〔 現況 3,260㎡ ※ 委員会室として使用している行政の 会議室を含めた場合 3,684㎡ 〕 地下1階、地上4～5階建て	

(3) 警察棟

※「区分」欄の面積は延床面積（括弧内は現況面積）

区 分	主な施設及び規模の考え方	
執務室 5,900㎡ (5,070㎡)	○本部長室、部長室 ○一般執務室	現況面積 現況面積＋廊下のキャビネットを室内に配置するスペース＋バリアフリー化スペース
執務関係室 2,200㎡ (2,599㎡)	○会議室 ○書庫 ○倉庫	現況面積＋必要面積 現況面積 国の新営一般庁舎面積算定基準等
特別用途室 2,700㎡ (1,345㎡)	○公安委員会室 ○記者室 ○福利厚生関係室、施設管理関係室 等	九州他県平均面積 九州他県平均記者一人当面積×記者数＋報道対応スペース 現況面積、現況面積＋必要面積、九州他県平均面積等
警察特殊施設 2,800㎡ (1,382㎡)	○通信指令室 ○交通管制センター ○科学捜査研究所 ○その他警察特殊施設	現況面積＋必要面積 現況面積＋必要面積 九州他県平均面積 現況面積＋必要面積、九州他県平均面積
県民サービス関係室 100㎡ (68㎡)	○相談室 ○情報公開室	現況面積 現況面積
共用部分 5,800㎡ (4,855㎡)	○エントランスホール ○トイレ ○廊下、階段、エレベーター、設備関係室 等	九州他県平均面積を参考 現況面積（男女別洗面所を含む）＋多目的トイレ等 専用部分等の面積に応じて設定
延床面積・階数	約19,500㎡（現況 15,319㎡） 地下1階、地上7～9階建て	

◇ 長崎警察署の整備

長崎警察署庁舎は、老朽化、狭隘化など多くの課題を抱えていることから、早急な整備が必要であり、現在、建替えの検討を行っています。

現在地での建替えは、敷地が狭く、また、工事期間中の仮庁舎の問題等から困難であるため、移転建設を前提として、その建設用地の検討を行っていますが、長崎魚市跡地についても、その選択肢の一つとして検討します。

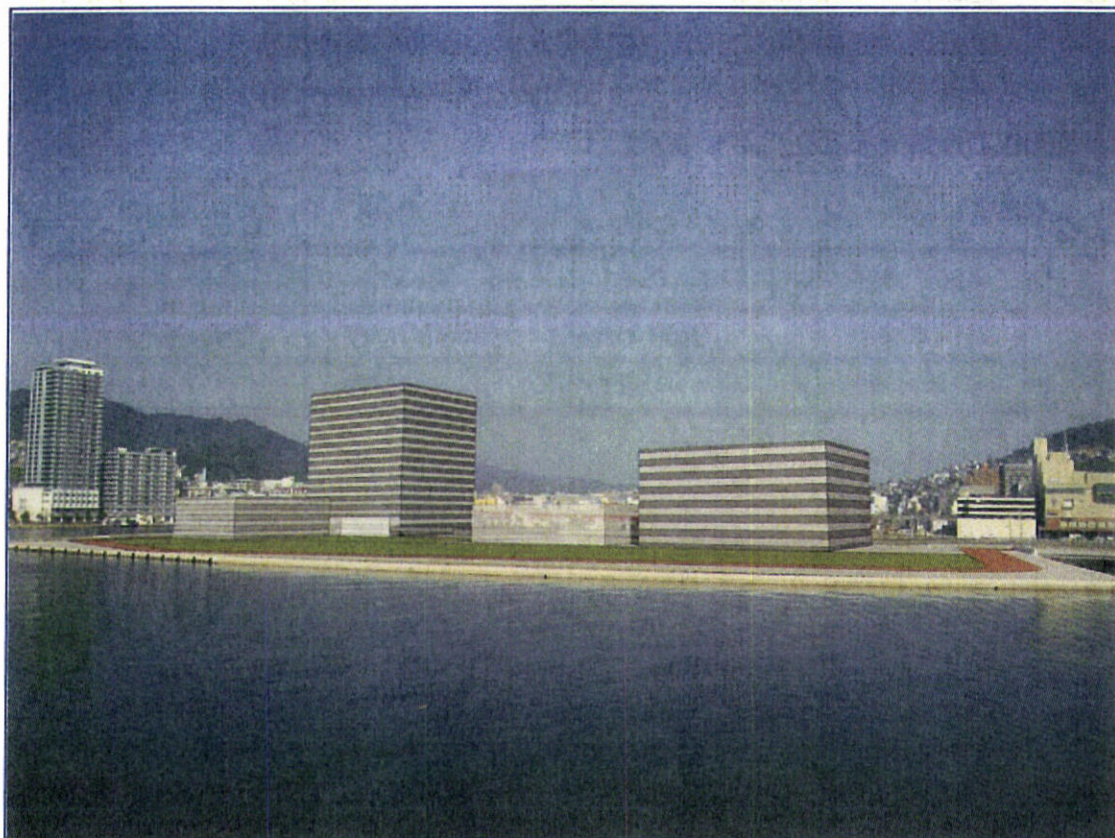
仮に、長崎魚市跡地において、行政棟、議会棟、警察棟に加え長崎警察署庁舎を建設する

場合は、敷地条件から駐車場を地下に設けることとなり、工事費が割高になります。

特に、運転免許証更新者の利便性を図るための「運転免許証即日交付センター（仮称）」等の新たな機能を付加した場合は、さらに庁舎の規模の増加や駐車場の増設が必要となり、事業費もより増大することになります。

〔参考〕

区 分	現 状	計 画 案	新たな機能を 付加した場合
延 床 面 積	3,618㎡	約6,000㎡	約9,300㎡
駐 車 場	52台	90台	340台



元船町側からのイメージ



鍋冠山からのイメージ

※ 上記は、新しい県庁舎の規模と配置をイメージするためのものであり、具体的な配置やデザイン等は今後検討します。

4 事業の進め方

(1) 事業手法

事業手法としては、設計・建設・維持管理を個別に発注する従来の方式のほかに、^{※1} PFI等、民間のノウハウを活かした手法が考えられます。

PFIについては、PFI事業者が収益性のある民間施設を併設してまちづくりに貢献できることや、資金調達の方法がないプロジェクトにおいて民間資金を活用できることが、最大のメリットです。しかしながら、長崎駅周辺のまちづくりも踏まえると、長崎魚市跡地に大規模な民間施設を設置することは想定し難く、また、本県の県庁舎の建設においては、県庁舎建設整備基金があることから、民間での資金調達は必要ではありません。仮に基金を使わず、民間資金を活用した場合には、後年度の金利負担分だけ割高となります。さらに、採算性などPFIが成立するか否かについて民間事業者側が検討するために期間を要するなど、PFIを導入するメリットは活かされない状況です。

このため、県が設計・建設・維持管理を個別に発注する従来の方式で行うことを基本とします。

発注にあたっては、県内への経済波及効果を高める観点から、県内企業の受注機会の確保や、県内産資材の使用の促進を図ることとします。そのため、発注方法について最大限の工夫を行います。(38頁参照)

なお、建設時の事業手法としてのPFIは困難であると考えられますが、食堂や子育て支援施設などの運営については、民間を活用するなど柔軟な対応を行います。

(2) 事業費と財源

① 事業費

事業費は、建設費と関連経費を合わせて、約338億円から約387億円が見込まれますが、できる限りその圧縮に努めます。

建設費	約298億円 ～ 約347億円
関連経費	約40億円
計	約338億円 ～ 約387億円

※1 PFI

公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を活用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる方法のこと。

Ⅱ 整備計画

区 分		延床面積	建設単価	金 額
建設費	行政棟	約49,500㎡		
	議会棟	約 6,500㎡		
	警察棟	約19,500㎡		
	小 計	約75,500㎡	約36万円/㎡ ～約42万円/㎡	約272億円 ～約317億円
	駐車場棟	約11,000㎡	約12万円/㎡ ～約15万円/㎡	約 13億円 ～約 17億円
	設計監理費			約 13億円
	建設費計			約298億円 ～約347億円
関連経費				約 40億円
合 計				約338億円 ～約387億円

※ 建設単価

行政棟、議会棟及び警察棟の建設単価については、類似施設の事例を参考としつつ、華美な装飾は行わないことなどにより低コストとするとともに、耐震性能及び環境性能の向上等を配慮して約36万円/㎡から約42万円/㎡としました。

また、駐車場棟の建設単価については、類似施設の事例を参考として約12万円/㎡から約15万円/㎡としました。

※ 関連経費

新しい庁舎の建設にあたっては、建設費のほか、新しい庁舎への移転費や警察本部の特殊システム設置費、現庁舎の解体費などの関連経費として約40億円が必要です。

◇ 庁舎の分散化の状況

年 度	県庁舎	警察本部	合 計	摘 要
現 在	14 (5)	7 (2)	21 (7)	
昭和63年	7 (1)	2 (0)	9 (1)	県庁舎建設整備基金条例の制定時

※ ()は、借上げ庁舎数、内数

◇ 最近建設された他県庁舎の状況

都道府県名	建設年度	延床面積	事業費	備 考
栃 木 県	平成19年度	77,876㎡	約523億円	行政棟・議会棟のみ建設 仮庁舎・分庁舎改修経費 等を含む
石 川 県	平成14年度	105,554㎡	約563億円	
鹿児島県	平成 8 年度	115,355㎡	約606億円	
長 崎 県 (構想案)		75,500㎡	約338億円 ～約387億円	

※ 各県作成の建設記念誌による

◇ 職員・議員1人あたりの床面積（共用部分を含む）

区 分		行 政	議 会	警 察
長 崎 県	現 況	16.5㎡	70.9㎡	20.1㎡
	構想案	24.8㎡	141.3㎡	24.1㎡
九州他県平均		25.3㎡	177.1㎡	25.3㎡
福 岡 県		23.4㎡	159.4㎡	21.0㎡
佐 賀 県		22.9㎡	184.4㎡	21.1㎡
熊 本 県		25.3㎡	180.8㎡	35.4㎡
大 分 県		25.7㎡	155.7㎡	19.6㎡
宮 崎 県		26.1㎡	100.1㎡	29.4㎡
鹿児島県		27.7㎡	207.5㎡	27.8㎡
沖 縄 県		25.9㎡	252.0㎡	23.1㎡

② 財源

県庁舎建設の財源に充てることを目的として、平成元年3月に県庁舎建設整備基金条例を制定して、基金の積み立てを行ってきました。

この県庁舎建設整備基金は、平成20年度末残高が約370億円となっており、今後の運用利息を含めると、基金残高は少なくとも約375億円が見込まれます。また、警察本部庁舎建設に対しては、国庫補助金が10億円から20億円程度見込まれます。

このため、県庁舎建設整備基金及び国庫補助金の範囲内で事業を実施することが可能と考えられます。

Ⅱ 整備計画

(3) スケジュール

事業期間は、基本設計及び実施設計に約1年8箇月、建設工事に約2年6箇月、外構工事に約1年2箇月となり、入札契約手続きの期間も含めた基本設計の着手から事業全体の竣工までは、約5年3箇月を要する見込みです。

※ ●……：入札契約手続きの期間

区 分	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目
基本設計 実施設計	●……● (約 1 年 8 箇月)					
建設工事			●……● (約 2 年 6 箇月)			
外構工事					●……● (約 1 年 2 箇月)	

(4) 基本構想の調整

今後の行政システムの変更や周辺のまちづくりに適切に対応するため、この基本構想を調整することもあります。

参考資料

1 県庁舎整備にあたっての参考事項

(1) 新しい庁舎とまちづくりとの連携

長崎駅周辺においては、長崎駅部を含めたＪＲ長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業が平成２１年度に事業認可を受け、県都の玄関口にふさわしい都市機能の集積、都市空間の形成によるにぎわいの創出と交流の促進を目指した新しいまちづくりが本格的に動き出しています。また、都市計画道路浦上川線、長崎漁港再整備計画、九州新幹線長崎駅部構想などの各種事業が進められています。

このような中で、観光立国を牽引する重要な地域として、平成２０年１２月に「長崎市中央部・臨海地域」が、国土交通大臣から都市再生総合整備事業の実施区域の指定を受けました。この指定を受け、県と地元長崎市が一体となり、まちづくりの基本計画（都市・居住環境整備基本計画）の策定と、民間再開発を支援するための都市再生緊急整備地域の指定に向けた検討を行っています。

この基本計画の素案では、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、「都市の魅力の強化」、「回遊性の充実」、「国際ゲートウェイ機能の再構築」を図ることとし、そのための８つの整備方針に沿って、開発と保全、ハード施策とソフト施策を総合的に進めることにより、交流人口を拡大し、地域の活力を再生することとしています。

計画に掲げた主な施策のうち、長崎魚市跡地とその周辺で予定されている施策は次のとおりです。

- 景観や眺望に配慮した新駅舎建設と歩行者デッキの整備
- 新駅舎と離島航路を直結する新たな機能の導入
- 浦上川の東西の連携強化
- 浦上川線沿いの水辺のプロムナードの延伸整備（魚市跡地と五島町方面への連結）

また、耐震岸壁や防災緑地が整備された漁港施設においては、災害時に緊急物資や避難者の輸送等が円滑に行われ、防災拠点としての機能を十分に発揮するため、五島町から長崎魚市跡地への交通動線の整備を検討しています。

これらの計画に基づき、長崎魚市跡地の県庁舎建設予定地の周辺においては、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、県庁舎整備にあたっては、新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。

(2) 現庁舎の跡地活用

県議会における「県庁舎整備に関する意見書」の採択に先だって行われた「県庁舎整備特別委員会」委員長報告において、県庁舎が移転した場合の跡地活用についても検討すべきとされました。これを踏まえ、平成21年8月に各界・各層の有識者や地元関係者等で構成する「県庁舎跡地活用懇話会」を設置し、ご議論をいただきました。6回にわたる会議での活発な議論を経て、本年1月29日に懇話会としての「提言」を取りまとめられ、知事に提出いただきました。

提言のポイントは次のとおりですが、その趣旨は、現庁舎の敷地は長崎の町の発祥の礎であり中心市街地の核といえる場所であることから、この場所を県庁舎という行政機能が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたって閉ざすことになるとの認識のもと、県庁舎が移転することを大きなチャンスと捉え、その歴史性等に配慮しつつ、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指し、長崎県全体の活性化に結びつけるべきであるというものです。

今後、この提言を十分に尊重し、県議会でもご議論をいただき、地元長崎市と一体となって、長崎市のみならず長崎県全体にとって最もよい活用策を早急に検討します。

◇ 「長崎県県庁舎跡地活用に関する提言」のポイント

〔基本理念〕

- 現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいえるべき唯一無二の場所である。
- 県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう。
- 県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき。
- この場所を最後で最大の資源として活用しなければ長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要がある、先送りは許されない。
- この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

〔基本的な方向〕

県民共有の財産として誰もが利用できる場所とすることを前提に、①～④全てを満たすものとすべき。

- ① 集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場
- ② 歴史性への配慮
- ③ 都市核としての象徴性 …… 長崎の町の発祥から発展に至る拠点
- ④ 周辺との調和と波及効果 …… 出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及

※ 警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

〔期待される活用方法〕

(各委員から示されたもののうち代表的なもの)

- ① 芸術・文化の新たな創造発信拠点
- ② 魅力や価値の体験・学習の場
- ③ 歴史・文化を実感できる空間

これらの活用例を含めた活性化に役立つ様々な機能を複合的に組み合わせるなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。

※ その他、石垣の保存等に留意すること。

(3) 工事発注について

県が発注する工事では、^{※1}WTO政府調達協定の対象となる場合（建設工事は23億円以上（平成22年4月以降））は、工事施工業者等について地域要件（長崎県内企業指定等）を付加することができません。

本県においては建設業が基幹産業の一つとなっており、県内建設業の業績回復や雇用の確保等は、長崎県における喫緊の課題です。このため、県では、今後長崎県が発注する大型建築工事において、多くの県内企業が適正な価格で参加できる発注方式等に関する調査・研究を行うため、長崎県大型工事マネジメント研究会を設置し、検討を行ってきました。

この研究会の検討結果を踏まえ、県庁舎の工事発注は次のように行うことを考えています。

① 発注単位について

行政棟、議会棟、警察棟の工事は各々独立して発注し、各棟ごとに、通常どおり、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事等に分離して発注します。その他、外構工事や特殊な設備工事等についても分離して発注します。

② WTO対象以外の工事について

通常どおりに工事を分離した結果、WTO政府調達協定の対象とならない工事（23億円未満）については、特別な事情がない限り、県内企業に限定して工事を発注します。この場合、原則として、下請業者を県内企業とすることや、県内産資材の使用を義務付けます。

③ WTO対象工事について

(ア) WTO政府調達協定の対象となる工事（23億円以上）については、施工業者等を県内企業に限定することはできませんが、^{※2}JVの構成員数について、県内企業の受注機会の拡大につながるような工夫をします。

さらに、JVの代表構成員以外の構成員については、施工実績等の入札参加資格を緩和し、県内企業が参加しやすくします。

また、下請業者をできる限り県内企業とすることや、できる限り県内産資材を使用することについて、要請を行います。

※1 WTO政府調達協定

1996年1月1日に発効した国際約束（条約）で、WTO（世界貿易機関）の基本原則である「無差別原則」を政府調達市場にも導入することを目的とし、国、都道府県、政令指定都市等が対象となります。WTO対象工事等では、工事施工業者等について地域要件（長崎県内企業指定等）を付加できません。都道府県が発注する場合、建設工事は23億円以上、設計・コンサルティング業務等は2億3千万円以上が対象となります。（平成22年4月1日から平成24年3月31日までの適用額。平成24年4月以降変動する可能性あり。）

※2 JV

共同企業体。複数の建設業者が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。本県発注のWTO政府調達協定の対象工事における構成員数は、通常3社程度。

なお、過去のWTO政府調達協定の対象工事における実績では、JVの構成員のうちの県内企業の数、3社JVの場合は2社、2社JVの場合は1社となっています（長崎歴史文化博物館、長崎県美術館、長崎県立島原病院、県民文化ホールの建築工事）。また、下請金額についてみると、直近の長崎歴史文化博物館の建築工事では、WTO対象であるため下請業者を県内企業とすることについて義務づけは行っていないが、県内企業の占める割合は49%となっています。

(1) さらに、県内企業の受注機会を拡大する観点から、通常以上に工事を分離して発注することも考えられますが、その場合には次のような課題があります。

1) WTO政府調達協定の対象工事を通常以上に分離した場合、分離したそれぞれの工事が対象額（23億円）を下回っていてもWTOルールが適用されるため、施工業者等を県内企業に限定することはできません。

2) 工事を分離することによって、請負者相互の責任分担が曖昧になり、瑕疵担保責任の所在が不明確になるため、工事が細分化されるに従って建物引き渡し後の管理上のリスクが大きくなります。

3) 工事を分離すると

- ・ 各々の工事の直接工事費が小さくなるに従って諸経費率^{※1}が上昇するため、工事費総額が割高になること
- ・ 工事品質確保等のため、工事のマネジメントを専門で行う者を新たに配置することが必要であり、その管理費用がかかること

などから、工事が細分化されるに従ってコストが割高になります。

4) 工事のマネジメントを専門で行う者を配置しても、そのノウハウは必ずしも確立されていないことなどから、全体の工程管理が難しくなることや、工事中の安全管理体制が不明確となります。

5) 工事の分離発注に対応した設計内容とする必要があるため、設計の作業を始める前に、工事の発注方法を想定した上で、設計の方針を決めておく必要があります。

今後、県内企業の受注機会の拡大や、工事コスト、瑕疵担保責任の明確化等を考慮した上で、例えば、建築工事について躯体工事（構造体、外壁、防水、窓サッシ等）と内装工事の2つの工事に分離して発注する可能性について、引き続き検討を進めます。

※1 諸経費率

工事価格は直接工事費に諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を加えたものです。諸経費は直接工事費に各々の経費率を乗じて算出しますが、直接工事費が大きい程管理業務などの効率がよくなるため、経費率は下降します。逆に、直接工事費が小さくなると経費率は上昇します。なお、公共建築工事の積算においては、諸経費のことを共通費と呼んでいます。

2 基本構想案策定までの経緯

年 月	内 容
昭和46年12月	議会に「庁舎建設特別委員会」を設置（主に議会棟を審議）
昭和49年3月	石油危機により検討を一時中止、委員会を廃止
昭和59年8月	「県庁舎建設検討委員会」を設置 （委員長：総務部長、委員：各課長）
昭和60年7月	議会運営委員会の中に小委員会を設置（主に議会棟を審議）
昭和60年10月	県行政改革大綱策定により、庁舎等の新・増設が当分の間凍結され、「県庁舎建設検討委員会」の活動を一時中断
昭和61年12月	議会運営委員会の小委員会を廃止
平成元年3月	「県庁舎建設整備基金条例」を制定し、基金の積立を開始 （平成20年度末現在積立額 約370億円）
平成3年6月	「県庁舎建設検討委員会」の活動を再開 雲仙普賢岳噴火災害発生
平成6年12月	「県庁舎建設委員会」を設置（委員長：副知事、委員：各部長） 「県庁舎建設懇談会」を設置 （委員長：荒木大麓 県都市計画地方審議会会長、委員：民間有識者24名）
平成8年2月	県議会に「県庁舎建設特別委員会」を設置
平成8年5月	「県庁舎建設懇談会」から「長崎県県庁舎の建設に関する提言」を知事に提出
平成9年2月	「県庁舎建設特別委員会」の委員長報告 （長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。）
平成9年9月	知事が本会議で「総合的に検討した結果、新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。建設時期・規模等は、国の財政構造改革の集中改革期間後に、財政状況等を勘案して判断していく。」と表明
平成10年3月	知事が本会議で「建設時期、規模等については、経過及び今後の財政状況等を踏まえて検討していく。」と答弁
平成11年2月	知事が本会議で「県庁舎の整備は、関連事業の関係から着工可能となるのは、早くても平成19年以降と考える。着工時期については、財政の見通し、関連事業の進捗状況を注視し、検討していく。」と表明
平成11年10月	「長崎市都市計画マスタープラン」の策定 （県庁舎の長崎魚市跡地への移転について記載）
平成14年3月	知事が本会議で「基本構想の策定は、駅周辺の整備計画が具体的に見えてきた後に策定した方が、周囲の環境により適応した構想ができる。」と答弁
平成15年12月	長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許願書を提出

平成16年 3 月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同年4月、長崎市長より埋立同意の回答
平成16年10月	県庁舎本館、第1別館の耐震診断調査を実施
平成17年 9 月	計画見直しに伴い前出願を取り下げ、長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした新たな長崎魚市跡地の公有水面埋立免許願書を提出
平成17年12月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同月、長崎市長より埋立同意の回答
平成18年 2 月	長崎港港湾管理者から、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許を取得
平成18年 9 月	知事が本会議で「新県庁舎建設の基本構想については、現在、魚市跡地に接する駅周辺の一部の事業においては、計画決定の時期が示されているが、新幹線を含めた全体的な計画が、未だ具体的に見えておらず、それが見えてきた後に基本構想を策定した方がよいと考えている。」と答弁
平成19年 2 月	「長崎市都市計画マスタープラン」の改訂 (県庁舎移転にかかる記載内容は変更なし)
平成19年 6 月	知事が本会議で「これからの県庁舎のあり方等を改めて検討するための組織を設け、検討を進めたい。」と答弁
平成19年11月	「県庁舎整備検討委員会」を設置(委員長:副知事、委員:関係部局長)
平成20年 1 月	警察本部棟の耐震診断調査を実施
平成20年 2 月	「県庁舎整備に関する基本的な方向」を公表
平成20年 5 月	「庁舎整備構想検討委員会」を設置(委員長:副知事、委員:関係部局長)
平成20年 7 月	「県庁舎整備懇話会」を設置 (委員長:吉次邦夫県市長会会長、委員:民間有識者等37名)
平成20年 9 月	県議会が県内5地域で「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催
平成20年10月	県議会に「県庁舎整備特別委員会」を設置
平成21年 2 月	「県庁舎整備懇話会」から「長崎県庁舎の整備に関する提言」を知事に提出 (長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であるとする。)(46頁参照)
平成21年 5 月	「県庁舎整備特別委員会」の委員長報告 「県庁舎整備に関する意見書」を賛成多数で可決し、知事へ提出 (新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は魚市跡地とする。)(47頁参照)
平成21年 6 月	知事が本会議で「県庁舎の整備の基本的な考え方」を表明 (建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手する。)(48頁参照)
平成21年 7 月	「県庁舎基本構想等検討委員会」を設置(委員長:副知事、委員:関係部局長等)
平成22年 2 月	「県庁舎整備基本構想案」を策定・公表

◇ 県庁舎整備についての検討内容(県庁舎整備懇話会、県議会県庁舎整備特別委員会等)

1 現庁舎が抱える課題

(1) 分散化・狭隘化・老朽化の進行

現在の庁舎は、県庁舎が昭和28年、警察本部庁舎が昭和29年に建設され、建設後50年以上を経過し、狭隘化が進むとともに、今日においては、県庁舎が14棟に、警察本部庁舎が7棟に分散するなど、分散化、狭隘化、老朽化が著しく進行しています。

そのため、執務室が部局ごとに集約されていないことなどによる業務執行上の課題をはじめ、来庁者にわかりづらい執務室の配置、来庁者駐車場の不足、県議会の運営への影響などの課題のほか、庁舎や会議室等の民間からの借上げ費に年間約2億円、施設や設備の老朽化に伴う改修費に年間約8,000万円など、毎年多額の費用を要しています。

これらの課題は、県民への行政サービスの向上や行政の効率的な運営を図るうえで解決しなければならない課題です。

◇ 庁舎の分散化の状況

年 度	県庁舎	警察本部	合 計	摘 要
現 在	14 (5)	7 (2)	21 (7)	
昭和63年	7 (1)	2 (0)	9 (1)	県庁舎建設整備基金条例の制定時

※ () は、借上げ庁舎数、内数

◇ 職員・議員1人あたりの床面積(共用部分を含む)

区 分	行 政	議 会	警 察
長 崎 県	16.5 m ²	70.9 m ²	20.1 m ²
九州他県平均	25.3 m ²	177.1 m ²	25.3 m ²
福 岡 県	23.4 m ²	159.4 m ²	21.0 m ²
佐 賀 県	22.9 m ²	184.4 m ²	21.1 m ²
熊 本 県	25.3 m ²	180.8 m ²	35.4 m ²
大 分 県	25.7 m ²	155.7 m ²	19.6 m ²
宮 崎 県	26.1 m ²	100.1 m ²	29.4 m ²
鹿児島県	27.7 m ²	207.5 m ²	27.8 m ²
沖 縄 県	25.9 m ²	252.0 m ²	23.1 m ²

(2) 防災拠点施設としての機能確保

平成16年度に県庁舎、平成19年度に警察本部庁舎の耐震診断を実施したところ、その脆弱性が指摘され、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされています。

県庁舎は、自然災害発生時の応急・復旧・復興対策等を円滑に実施し、県民の生命、身体、財産を保護するため、極めて重要な役割を担うものであり、その耐震性の確保と防災拠点施設としての機能確保が緊急の課題となっています。

2 課題解決に向けた検討

(1) 現庁舎の耐震改修

① 想定される耐震改修の方法

- ・ 建物外部に、鉄筋コンクリート造の補強フレーム(新たな柱・梁等)を設置

- ▼ 建物内部に、鉄骨造の補強プレス（筋かい等）を設置
- ▼ 耐震改修が困難な県庁舎本館6階と時計塔、及び警察本部庁舎の旧東館は解体

② 事業費

約135億円（県庁舎 約68億円、警察本部庁舎 約67億円）

③ 現庁舎の耐震改修の問題点

耐震改修には、少なくとも135億円という多額の事業費を要することになりますが、この多額の事業費を費やして耐震改修を行っても、特に重要な防災拠点施設として求められる安全性能基準を満たすことができないなど、次のように様々な問題点があります。

▼ 防災拠点施設としての機能が確保できない

耐震改修によって、地震発生時の建物の倒壊は避けられますが、壁や天井の崩落、設備機器の停止などにより、災害対策業務ができなくなり、防災拠点施設としての機能が十分に発揮できません。

▼ 狭隘化・分散化等が増大

改修困難な部分の解体等に伴う新たな庁舎の借上げによる分散化、補強フレームの増設による来客者等の駐車場の不足がより一層増大します。

▼ 新たな県民負担

庁舎の執務室スペース等の減少に伴う新たな庁舎や駐車場の民間からの借上げ費用として、新たに年間約1億3,000万円が必要となります。

▼ 改修後、短期間で建替えの検討が必要

耐震改修によっても、既存の柱や梁などのコンクリート強度が向上するわけではなく、建物自体の耐用年数が延びるものではありません。このため、10～15年後には、建替えの検討が必要となります。

(2) 現在地での建替え

○ 現在地での建替えの問題点

- ▼ 建替え期間中の仮庁舎の確保や、狭い敷地内での駐車場の建設に余分な経費が必要となります。

・ 仮庁舎の確保に要する経費 約74～83億円

・ 駐車場整備費（地下・立体） 約82～90億円

- ▼ 庁舎の規模を必要最小限度とした場合においても、20階程度の高層の建物となるため、長崎市が復元整備を進めている史跡「出島」や周辺の景観に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 長崎魚市跡地での建設

① 埋立工事の進捗

県議会の県庁舎建設特別委員会の議論を踏まえ、平成9年9月に知事が、新県庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であると表明しました。その後、この方針に沿って、県庁舎建設用地とすることを前提に、長崎魚市跡地の公有水面埋立申請を行い、長崎市及び長崎市議会の2度にわたる同意を得て平成18年2月に埋立免許を取得し埋立工事を進め、この工事が平成21年度には完了しました。

埋立事業にかかる平成11年度から事業完了までの総事業費は、今後行う臨港道路の整備を含め約44億円となる予定です。

② 長崎駅周辺のまちづくり事業の進捗

長崎駅周辺においては、県都「長崎」の玄関口にふさわしい都市機能の集積、都市空間の形成によるにぎわいの創出と交流の促進を目指した、新しいまちづくりが本格的に動き出しました。

- ※ 主な事業
- ・ 都市計画道路浦上川線
 - ・ JR長崎本線連続立体交差事業
 - ・ 長崎駅周辺土地区画整理事業
 - ・ 九州新幹線長崎駅部構想 など

③ 長崎魚市跡地及びその周辺施設の安全性

長崎魚市跡地は、敷地全体が埋立地であることから、平成9年の移転先選定にあたって、長崎魚市跡地の地質を詳細に調査し、地震時の液状化対策などの防災対策についても検討が行われ、適切な地盤改良により十分対応可能であるとの結論が出されました。

今回、長崎魚市跡地の具体的な液状化対策工事の工法等をはじめ、高潮・津波対策や長崎魚市跡地へのアクセスなどについて検討を行うとともに、液状化等の専門家の評価を受け、適切な対策を講じることにより支障がないことが確認されました。

(7) 長崎魚市跡地の地震対策

長崎魚市跡地は、地質調査の結果、建築物の支持地盤となりうる凝灰角礫岩が地表面から－20m付近で確認され、一般的な杭基礎で施工できるものと判断されます。庁舎については、「官庁施設の総合耐震計画基準」によるⅠ類を満たす設計とすることで、大規模地震に対しても大きな被害を受けず、十分な機能確保を図ることができます。

また、液状化対策については、地盤改良を行うことで、大規模地震に対しても、液状化の危険度が低いことが確認されました。

なお、岸壁については、耐震強化岸壁以外は大規模地震時には一部被害を受ける可能性があります。背後の建築物への影響は、岸壁から一定の距離をとって建築すれば問題ありません。

(4) 津波・高潮対策

高潮については、魚市跡地の岸壁の高さは過去における最大潮位よりも約70cm高いことから、岸壁を越えることはないと考えられます。さらに敷地地盤高を1～2m程度かさ上げすることで、津波・あびきや地球温暖化による海水面の上昇にも対応できると考えられます。

(5) 洪水対策

長崎駅周辺においては、昭和57年の長崎大水害後に、浸水被害対策として、長崎市が雨水排水の管路の整備工事を実施しており、現在では、駅周辺での浸水被害は発生していません。さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業の一環として、雨水排水対策を進めることで、万全の洪水対策を行います。

(I) 長崎魚市跡地へのアクセス

長崎大水害以降、九州横断自動車道をはじめ出島道路、女神大橋、都市計画道路浦上川線などの周辺道路が整備されたことにより、長崎魚市跡地への多方面からの交通アクセスが可能となっています。

長崎魚市跡地が接する都市計画道路浦上川線は、大規模地震時には、路面にクラック等が発生する可能性はあるものの、車道幅が広いと車両通行がまったく不可能となる

ことはないと考えられます。また、地質調査の結果、液状化の影響もあまり大きくないものと考えられ、地震時の長崎魚市跡地への交通アクセスは可能であると考えます。

3 長崎魚市跡地での県庁舎建設

県庁舎整備懇話会や県議会県庁舎整備特別委員会等において、上記に基づき、県庁舎整備についての検討が行われました。

その結果、懇話会の提言や県議会の意見書において、現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は長崎魚市跡地とされました。

（「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント（46頁）、「県庁舎整備に関する意見書」（47頁）を参照）

4 留意事項

(1) 道州制等への柔軟な対応

道州制の導入のためには、多岐にわたる課題の解決や国民的議論の十分な積み重ねが必要であり、なお相当の期間を要するものと考えられます。

道州制が導入された場合であっても、道州の中で、州都や大都市などへの新たな一極集中を避けなければならず、適切な機能分担のために長崎の拠点が必要であることから、地域の中核として公的機関の受け皿となる庁舎の整備は不可欠であるものと考えています。

そのため、県庁舎整備にあたっては、今後の動きを十分に配慮しつつ、道州制など将来の新たな行政ニーズに柔軟に対応できることを念頭において検討を進めていきます。

(2) 学校の耐震化

新たな庁舎の建設により災害時の防災拠点としての機能を確保できることにはなりますが、学校の耐震化についても県庁舎整備と並行して積極的に取り組む必要があります。

このため、県立学校の事業計画を平成24年度までに完了するよう前倒しするとともに、市町立小中学校のうち、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性の高い校舎等については平成22年度までに、それ以外の校舎等についてもできるだけ早く耐震化を完了させるよう、県と市町等が一緒になって積極的に取り組んでいきます。

また、私立の小中学校や高校、幼稚園等についても、設置者の負担軽減を図るための補助制度により支援を行っており、公立学校と同様に耐震化の早期完了を推進します。

◇ 学校施設の耐震化計画

区 分	事業主体	H20	H21	H22	H23	H24	H25～
市町立小中学校	市町				H22 IS 値 0.3 未満（震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性の高い校舎等） 100%		
県立学校 （高校・特別支援学校）	県						H24 100%

※ 建替え計画のある校舎を除く。

◇ 「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント

(平成21年2月6日、長崎県県庁舎整備懇話会)

「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント

県庁舎と警察本部庁舎の整備については、県庁舎建設懇談会の提言や県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告、平成9年9月の前知事の表明など、これまでの経過があるが、平成20年7月12日、知事からの県庁舎整備についての諮問を受け、本懇話会として、改めて検討を行ってきた。

その結果、現庁舎の耐震改修及び現在地での建替えは困難であると判断し、長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であるとする。

なお、その他の提言の主な項目は、下記のとおりである。

1 本県財政への負担の軽減

国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、事業規模や事業費の圧縮を図り、県庁舎建設整備基金を有効に活用するなど、本県財政への負担の軽減に努める必要があること。

2 道州制など新たな行政ニーズなどへの柔軟な対応

道州制が導入された場合であっても、道州の中での新たな一極集中を避け、適切な機能分担のために長崎の拠点が必要であり、その受け皿として、道州制など将来の新たな行政ニーズや今後の民間活用に柔軟に対応できる施設とすること。

3 備えるべき機能、規模についての十分な検討

県民のための建物として、防災拠点施設としての機能をはじめ、あるべき姿と備えるべき機能、必要となる規模について、今回の提言を踏まえ検討すること。

4 総合的なまちづくりの推進

県庁舎整備を新しい長崎のまちづくりの一翼を担うものとして位置づけ、例えば、駅周辺整備との連動、新幹線駅と離島を結ぶ交通手段の確保など、長崎県全体の活性化に向けたきっかけづくりとなるよう検討を行うこと。

5 現庁舎の跡地の活用

まちなかの活性化や観光振興等を図る観点から、長崎県全体の振興に繋がるよう、県と長崎市と一緒に検討を行うこと。

6 学校の耐震化の促進

県立学校や、小中学校のうち倒壊または崩壊の恐れが高い施設について、早急に耐震化を図るなど、学校の耐震化にも県庁舎整備と並行して積極的に取り組むこと。

◇ 県議会の意見書（平成21年5月29日、平成21年5月臨時県議会）

県庁舎整備に関する意見書

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加え、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性と適切な機能確保が重要な課題となっており、これらの課題を抜本的に解決するための整備が必要である。

そのため、県議会として、今後さらに検討を行う必要があることから、知事におかれては、以下の方針を前提に進めることを要望する。

記

- 1 現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は、魚市跡地とする。
- 2 新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。

なお、基本構想策定にあたっては、県議会に報告し意見を求めること。

以上、意見書を提出する。

平成21年5月29日

長 崎 県 議 会

※ 県庁舎整備特別委員会委員長報告では、このほか、移転する場合の跡地活用についても検討すべきとされました。

◇ 知事の表明（平成21年6月19日、平成21年6月定例県議会）

（県庁舎の整備の基本的な考え方）

県庁舎及び警察本部庁舎の整備については、現庁舎が抱える諸課題を解決するため、これまでの経緯や県議会でのご議論等を踏まえるとともに、民間の各界各層からなる「県庁舎整備懇話会」のご意見もお伺いしながら、検討を行ってまいりました。

県議会におかれても、これまで長きにわたり熱心なご議論をいただき、昨年の9月定例会においては「県庁舎整備特別委員会」が設置され、県庁舎の整備方法や建設場所をはじめ、県庁舎整備に関して幅広いご審議を賜りました。その結果については、先の5月臨時会で委員長報告が行われるとともに、特別委員会のご議論を踏まえて、「県庁舎整備に関する意見書」が採択されたところであります。

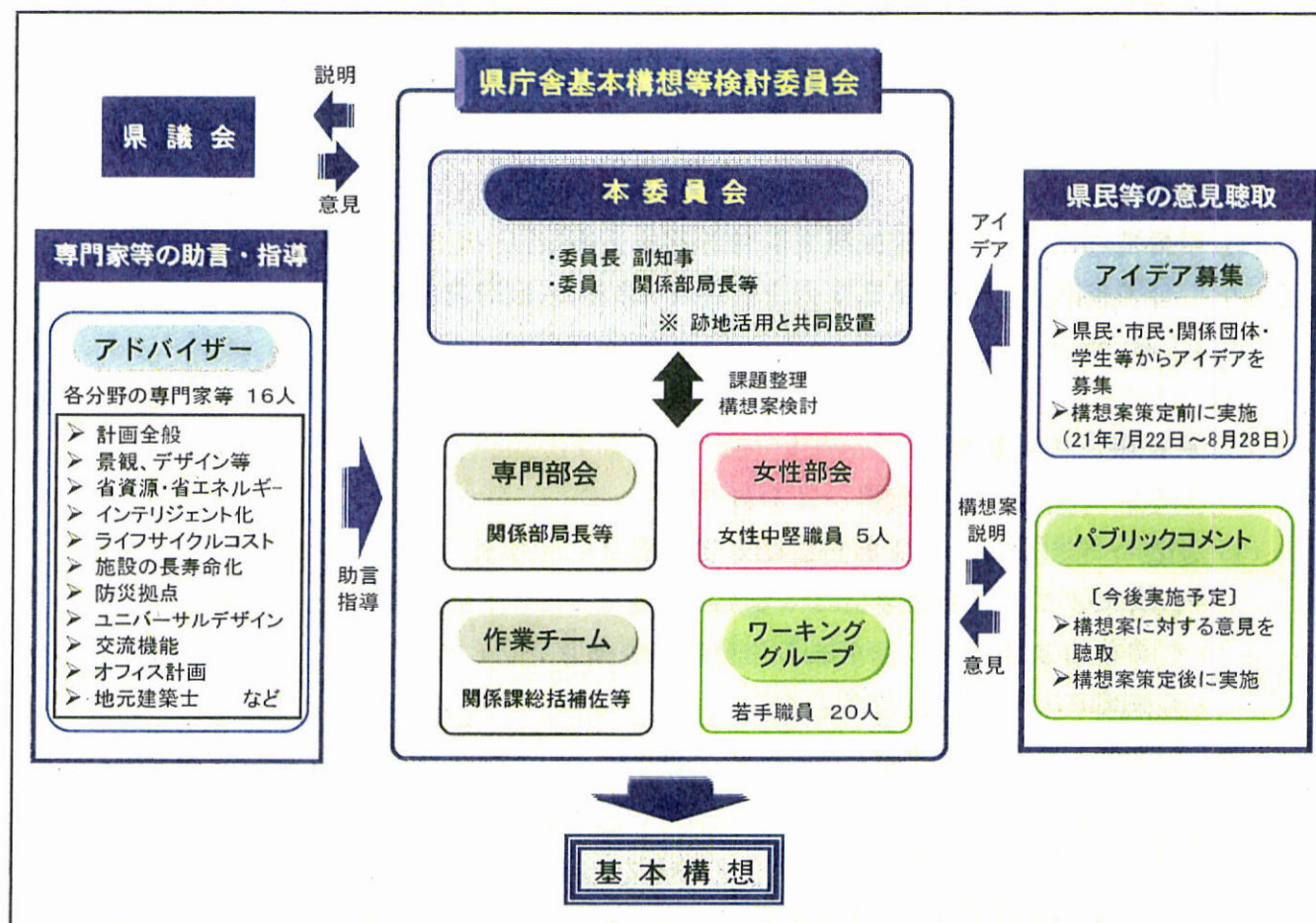
こうした経過や意見書の趣旨を踏まえ、県としては、今般、県庁舎を建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手することといたしました。今後は、県庁舎整備特別委員会や県庁舎整備懇話会等のご意見、ご提言を参考とするとともに、引き続き県議会のご意見も賜りながら、できるだけ早期に県庁舎整備に関する基本構想を策定いたします。

なお、基本構想の策定に際しては、これからの長崎県にふさわしく県民に親しまれる庁舎を基本として、事業規模や事業費の圧縮に努力し、県庁舎建設整備基金を活用して県財政に過度の負担をかけないように努めること、道州制など将来の新たな行政ニーズに柔軟に対応できるものとするなど、などを念頭におきながら、検討を進めてまいります。

さらに、基本構想の策定とあわせて、移転する場合の跡地活用についても、長崎市と一体となり、県議会をはじめ幅広く皆様のご意見をお聞きしながら、積極的に検討してまいります。

3 基本構想案策定の検討体制

◇ 基本構想案策定 検討体制図



〔アドバイザー名簿〕

伊香賀 俊治	慶應義塾大学理工学部教授
池田 賢一	社団法人長崎県建築士事務所協会会長
伊藤 滋	早稲田大学特命教授
井上 清子	カフェ「森の舎楽」オーナー
川瀬 智子	社団法人長崎県建築士会
菊森 淳文	財団法人ながさき地域政策研究所常務理事
小松 幸夫	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
篠原 修	政策研究大学院大学教授
高橋 信雄	株式会社長崎新聞社論説委員長
田中丸 弘子	株式会社佐世保玉屋代表取締役社長
鶴田 雅子	つるた医院院長
仲 隆介	京都工芸繊維大学大学院教授
林 一馬	長崎総合科学大学環境・建築学部教授
日比野 正己	長崎純心大学人文学部教授
松島 奈美	ライフビジョン・コーディネーター
室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授

(50音順、敬称略)

4 アイデア募集の結果

県庁舎整備基本構想の検討を行うにあたって、広く県民の皆様からご意見を伺うため、アイデア募集を実施しました。

その概要と結果は、次のとおりです。

1 募集の概要

- (1) 募集内容 県庁舎整備基本構想に関する意見
- (2) 募集期間 平成21年7月22日（水）～8月28日（金）
- (3) 応募数 85件

2 集計結果（主な意見）

※ テーマ別アイデア数 219件

- (1) あるべき姿などの基本理念に関する意見 17件
 - 観光などの交流機能としても活かすこと
 - 効率的な建物とし、県民の利便性を重視すること
 - 長崎県のシンボルとすること
 - まちづくりの一環となること など
- (2) 新庁舎が備えるべき機能としての施設や設備等に関する意見 180件
 - 県民に親しまれ気軽に訪問できる機能を備えること
 - 環境に配慮する省エネ型の施設とすること
 - 県民の利便性を向上すること
 - 周辺のまちづくりと連携させることで、県勢浮揚のきっかけとすること
 - 地域資源を活用し、県勢浮揚の情報を発信する機能とすること
 - 効率的な執務環境を整備すること
 - 防災拠点とすること など
- (3) その他の意見 22件
 - 景観に十分配慮すること など

県民の皆さん、ご意見をお寄せ下さい！

「長崎県庁舎整備基本構想案」の パブリックコメントを実施しています

県庁舎と警察本部庁舎は、老朽化、分散化、狭隘化などに加え、災害が発生した際には防災の拠点になることから、耐震性を確保することが重要です。

これまで、長年にわたり県議会などで様々な議論が行われ、昨年5月、着工について判断するために基本構想を早急に策定するような意見書が採択され、基本構想案を策定しました。

県庁舎と警察本部庁舎の整備については、県民の皆さまの意見を幅広く伺いながら方針を決めることが大切と考えています。

このため、この基本構想案について、広く県民の皆さまからのご意見をお伺いするためパブリックコメントを実施しています。

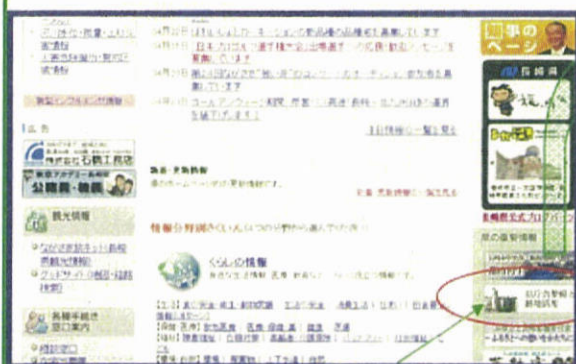
皆さまからのご意見をお待ちしています。

＜募集の概要＞

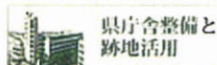
- 締切： 6月18日（金）までにお寄せください
- 提出方法： 裏面の意見提出用紙により、郵送・FAX・電子メールで提出ください
（メールで提出いただく際は、メール本文に記載いただいて結構です）
郵送・・・〒850-8570 長崎県庁舎基本構想策定室あて
FAX・・・095-894-3487
電子メール・・・kenchousha@pref.nagasaki.lg.jp
- 基本構想案の閲覧／県庁及び各振興局でご覧になるか、ホームページをご覧ください
※お寄せいただいたご意見は、基本構想の策定以外の目的には使用いたしません

【基本構想案は県のホームページの以下からも見ることができます】

①長崎県のホームページ(www.pref.nagasaki.lg.jp)



②県庁舎整備と跡地活用のページ



をクリック

③パブリックコメントの掲載ページ

「長崎県庁舎整備基本構想案」
に対するパブリックコメントの実施について

【意見募集要項】

1. 募集対象

「長崎県庁舎整備基本構想案」

1. はじめに、目次(PDF)
2. 基本理念と基本方針(PDF)
3. 整備計画(基本的な事項)(PDF)
4. 整備計画(施設・設備)(PDF)
5. 整備計画(庁舎の規模)(PDF)
6. 整備計画(事業の進め方)(PDF)
7. 参考資料(PDF)

基本構想案の内容は
こちらからもご覧になれます

をクリック

長崎県庁舎整備基本構想案に対する
パブリックコメントの実施を掲載しました。

「長崎県庁舎整備基本構想案」に対する意見提出用紙

あて先：長崎県 県庁舎基本構想策定室 あて（FAX の場合は 095-894-3487）

氏 名: _____

住 所：〒

電話番号： (記載なしでも結構です)

＜ご意見の内容＞

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slightly textured appearance and some minor discoloration or foxing, particularly towards the edges. The lighting is even, and there are no markings, text, or drawings on the paper.